

## 第11章 放射性物質対策

### 【本章における対策の基本的な考え方】

#### **迅速な情報提供による市民の不安の払拭**

原子力施設は三鷹市を含む都内には存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても原子力対策重点区域に都の地域は含まれていないため、国内の原子力施設において、原子力緊急事態が発生した場合に、市民が避難等の対応を迫られるものではない。

市では、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故における教訓を踏まえ、放射性物質等による影響について、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするよう対策を取る必要があることから、市民の不安の払拭と安全の確保を図るための、迅速かつ的確な情報提供を中心とした対策を行う。

## 第11章 放射性物質対策

### 現在の到達状況と課題

- 市民の不安払拭に向け、放射線測定や情報提供等を確実に実施するための、体制の整備・構築が必要である。
- 空間放射線量の変動、食品に対する放射性物質の影響が考えられる場合は、測定・検査の体制強化が必要である。
- 市民の心理的動揺や混乱抑制、不安払拭に必要となる情報提供策を予防対策、応急対策両面から講じ、適切な情報提供が実施可能な体制を構築する必要がある。
- 市民市内の放射性同位元素を所有する各医療機関、ラジオ・アイソトープ使用医療機関について、都保健医療局により放射線障害防止対策や、被害発生時の応急体制がとられているほか、消防署及び保健所において保安対策を実施している。

### 具体的な取組

#### 《予防対策》

##### 事前体制の整備

○事前体制の整備

##### 放射線等使用施設の安全化

○放射線等使用施設の安全化

##### 市民への情報提供等

○市民への情報提供等

### 対策の方向性と目標

- ◆原子力災害に伴う放射性物質等の影響が懸念される場合、庁内の役割分担を明確化し、迅速かつ機能的に対応可能な体制を整備・構築する。
- ◆市民の心理的動揺や混乱抑制、不安払拭に繋がるように効果的な情報提供を実施する。
- ◆市内の放射性同位元素を所有する各医療機関、ラジオ・アイソトープ使用医療機関について、都保健医療局による放射線障害防止対策や、被害発生時の応急体制がとられているほか、消防署及び保健所において実施している保安対策を継続する。

### 具体的な取組

#### 《応急対策》

##### 災害対策本部の設置

- 災害対策本部の設置

##### 放射線量等の測定・市民への情報提供等

- 放射線量等の測定
- 市民からの問い合わせ対応
- 市民への情報提供

##### 放射線等使用施設の応急措置・核燃料物質輸送車両等の応急対策

- 市民への避難指示等の措置

#### 《復旧対策》

##### 保健医療活動

- 健康相談に関する窓口の設置
- 都の保健医療活動への協力
- 外部被ばく線量等の測定

##### 放射性物質への対応

- 環境汚染への対応

##### 風評被害への対応

- 風評被害を防ぐための正確な情報提供

## 第1節 現在の到達状況と課題

---

### 1. 事前体制の整備

---

- 市民の不安払拭に向け、放射線測定や情報提供等を確実に実施するための、体制の整備・構築が必要である。
- 空間放射線量の変動、食品に対する放射性物質の影響が考えられる場合は、測定・検査の体制強化が必要である。

### 2. 市民への効果的な情報提供の実施

---

- 市民の心理的動揺や混乱抑制、不安払拭に必要な情報提供策を予防対策、応急対策両面から講じ、適切な情報提供が実施可能な体制を構築する必要がある。

### 3. 放射線等使用施設の安全化

---

- 市民市内の放射性同位元素を所有する各医療機関、ラジオ・アイソトープ使用医療機関について、都保健医療局により放射線障害防止対策や、被害発生時の応急体制がとられているほか、消防署及び保健所において保安対策を実施している。

## 第2節 対策の方向性と目標

---

### 1. 事前体制の整備

---

- ◆原子力災害に伴う放射性物質等の影響が懸念される場合、庁内の役割分担を明確化し、迅速かつ機能的に対応可能な体制を整備・構築する。

### 2. 市民への効果的な情報提供の実施

---

- ◆市民の心理的動揺や混乱抑制、不安払拭に繋がるように効果的な情報提供を実施する。

### 3. 放射線等使用施設の安全化

---

- ◆市内の放射性同位元素を所有する各医療機関、ラジオ・アイソトープ使用医療機関について、都保健医療局による放射線障害防止対策や、被害発生時の応急体制がとられているほか、消防署及び保健所において実施している保安対策を継続する。

## 第3節 具体的な取組

### 第1 予防対策

《対策一覧》

- |   |              |
|---|--------------|
| 1 | 事前体制の整備      |
| 2 | 市民への情報提供等    |
| 3 | 放射線等使用施設の安全化 |

#### 1. 事前体制の整備

##### 1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○事前体制の整備
都各局	○事前体制の構築

##### 1-2. 詳細な取組内容

###### (1) 事前体制の整備(総務部、生活環境部)

市は、市内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する。

また、市内の空間放射線量の計測が迅速にできるよう、測定器の整備を推進する。

#### 2. 市民への情報提供等

##### 2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○市民への情報提供体制の整備
都各局	○都民への情報提供体制の整備

##### 2-2. 詳細な取組内容

###### (1) 市民への情報提供等(生活環境部、東京都)

ア 都が定める関係機関との役割分担に従い、必要に応じて情報提供体制を整備する。

イ 関係機関と協力して、市民に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。

- (ア) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (イ) 原子力施設の概要に関すること。
- (ウ) 原子力災害とその特性に関すること。
- (エ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (オ) 緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること。
- (カ) 緊急時に市民がとるべき行動に関すること。

ウ 防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、外国籍市民、乳幼児などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

エ 教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

### 3. 放射線等使用施設の安全化

#### 3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
都保健医療局	○ラジオ・アイソトープ管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。
都総務局、都保健医療局、都産業労働局	○監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議 ○関係各局がそれぞれのラジオ・アイソトープ対策を推進

#### 3-2. 詳細な取組内容

##### (1)放射線等使用施設の安全化(消防署、保健所)

市内の放射性同位元素を所有する各医療機関、ラジオ・アイソトープ使用医療機関について、都保健医療局により放射線障害防止対策や、被害発生時の応急体制がとられているほか、消防署及び保健所において実施している保安対策を継続していく。

## 第2 応急対策

### 《対策一覧》

- |                                 |
|---------------------------------|
| 1 災害対策本部の設置                     |
| 2 放射線量等の測定・市民への情報提供等            |
| 3 放射線等使用施設の応急措置・核燃料物質輸送車両等の応急対策 |

### 1. 災害対策本部の設置

#### 1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班、環境衛生班）	○災害対策本部の設置
都	○放射能対策チーム等を設置

#### 1-2. 詳細な取組内容

##### (1) 災害対策本部の設置(指令情報班、環境衛生班)

- ア 都が災害対策本部を設置した場合、必要に応じ、市は市本部を設置し、対策部班ごとの任務を遂行する。
- イ 各対策班は、各部班が連携した対応策を実施するため、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う。

### 2. 放射線量等の測定・市民への情報提供等

#### 2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（環境衛生班）	○放射線量等の測定 ○市民からの問い合わせ対応 ○市民への情報提供
都総務局、都政策企画局	○正確な情報提供・広報
都環境局	○大気環境測定局で得られた気象データの提供 ○都内区市町村等と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集
都保健9医療局	○被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 ○保健所において被ばく線量等の測定 ○空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表
都産業労働局	○都内産農林水産物等の放射性物質検査
都中央卸売市場	○摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止
都水道局	○浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供
都下水道局	○下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射能量の測定、情報提供

## 2-2. 詳細な取組内容

### (1)放射線量等の測定(環境衛生班、指令情報班)

市は、必要に応じ市内の空間放射線量の測定を行い、その内容と結果の取りまとめを行う。また、各部隊から必要な職員を召集し連絡調整会議を開催する。また、焼却施設等における放射線濃度等の測定データを計測し、都へ提供する。

### (2)市民からの問い合わせ対応(環境衛生班)

環境衛生班は、市民からの問い合わせ等への対応を行う。

### (3)市民への情報提供(環境衛生班)

ア 市は、国や都からの放射性物質に関する情報や市関連施設及び市域内の主要箇所において実施した放射線量や放射性物質の測定・検査の内容・結果を市ホームページ等において、公表する。

イ 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、緊急時における市民の心理的動揺や混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、市民に対する情報提供・広報を迅速かつ正確に行う。

ウ 情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語や曖昧な表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

## 3. 放射線等使用施設の応急措置・核燃料物質輸送車両等の応急対策

### 3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○市民への避難指示等の措置
警察署	○事故の状況把握及び都民等に対する広報 ○施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ○関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置
消防署	○放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 ○事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施
事業者等	○関係機関への通報等、応急の措置を実施 ○警察官等の到着後は、情報を提供し、指示に従い適切な措置を実施
国	○放射性物質輸送事故対策会議の開催 ○派遣係官及び専門家の対応
都総務局	○事故の通報を受け、直ちに関係機関に連絡 ○国への専門家の派遣要請や住民の避難等の措置
都保健医療局	○ラジオ・アイソトープ使用医療施設での被害が発生した場合、ラジオ・アイソトープ管理測定班を編成し、必要な措置を実施



### 3-2. 詳細な取組内容

#### (1) 市民への避難指示等の措置(指令情報班)

関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ア 住民に対する避難の指示等
- イ 住民の避難誘導
- ウ 避難所の開設、避難住民の保護
- エ 情報提供、関係機関との連絡

### 第3 復旧対策

《対策一覧》

1 保健医療活動
2 放射性物質への対応
3 風評被害への対応

#### 1. 保健医療活動

##### 1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（医療健康班）	○健康相談に関する窓口の設置 ○都の保健医療活動への協力 ○外部被ばく線量等の測定
保健所、医療機関	○外部被ばく線量等の測定 ○スクリーニング・ヨウ素剤予防服用等の実施
都保健医療局、都立病院機構	○健康相談に関する窓口の設置等 ○保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定

##### 1-2. 詳細な取組内容

###### (1)健康相談に関する窓口の設置(医療健康班)

原子力災害時における市民の健康に関する不安を解消するため、都及び市は、必要と認められる場合は、関係機関と連携して健康相談に関する窓口を設置する。

###### (2)都の保健医療活動への協力(医療健康班)

都の保健医療活動に対し、必要に応じて協力する。

###### (3)外部被ばく線量等の測定(医療健康班)

必要に応じ、保健所等と連携し、外部被ばく線量等の測定等を実施する。

#### 2. 放射性物質への対応

##### 2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○環境汚染への対応
都各局	○除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

##### 2-2. 詳細な取組内容

###### (1)環境汚染への対応(環境衛生班)

放射性物質による環境汚染に関する国・都の対処方針や市内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

### 3. 風評被害への対応

#### 3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○風評被害を防ぐための正確な情報提供
都産業労働局	○都内産農林水産物等の放射性物質検査を定期的の実施するとともに、都民に対して情報提供 ○海外のメディアや旅行事業者に対して、東京の安全性や魅力をPR ○工業製品の放射線量測定試験を実施して検査証明書を発行する等、製品の安全性のPRに努める。
都中央卸売市場	○摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止 ○卸売市場を流通する生鮮食料品の安全性のPR及び正確な情報の提供
都港湾局	○貿易相手国等に対して東京港の安全性をPR

#### 3-2. 詳細な取組内容

##### (1) 風評被害を防ぐための正確な情報提供(地域支援班、広報情報班)

風評等により農作物や工業製品等が購入されず経済的な被害が生じる。このような風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する。

また、必要に応じて三鷹市産の農産物等の放射性物質検査を実施し、市民等に情報提供を行う。



## 第12章 市民の生活の早期再建

### 【本章における対策の基本的な考え方】

#### **【市民の生活の早期再建に向けた体制の整備】**

震災後、住民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した住民の生活環境を早期に復旧させることが重要となる。

震災の被害から立ち直り、住民の生活の早期再建のために、罹災証明の交付を迅速に行う体制を整備するとともに、被災者の住宅の確保、被災住宅の応急修理の促進、トイレ機能の確保や災害廃棄物処理体制の構築についての対策を推進する。

## 第12章 市民の生活の早期再建

### 現在の到達状況と課題

- 応急危険度判定を円滑に実施するための体制や都の防災ボランティアとして登録されている応急危険度判定員との連絡体制の整備を行っている。
- 円滑な被災者生活再建のため、被害認定調査、被災者台帳作成、罹災証明書の交付を一貫して実施する被災者生活再建支援システムを導入している。
- 義援金品の募集・受付・配分を円滑に実施する体制を構築する必要がある。
- 多様な災害用トイレの確保に努める必要があるとともに、男女別や車椅子対応等のトイレ、性的マイノリティ等に配慮しただれでもトイレの設置が求められる。
- 災害廃棄物を円滑に処理するために、事前に計画を作成する必要がある。

### ～被害想定（多摩東部直下地震）～

被害項目	想定される被害
建物被害棟数	最大 全壊 793 棟、半壊 2,580 棟、焼失 1,519 棟
災害廃棄物の推定発生量	最大 31 万トン
下水道管きよ被害率	最大 4.1%

### 《予防対策》

#### 生活再建のための事前対策

- 応急危険度判定のための体制整備
- 円滑な罹災証明書交付に向けた事前対策
- 被災者相談窓口・義援金等支援のための事前対策
- 仮設住宅建設予定地の選定

#### 災害用トイレ・し尿処理のための事前対策

#### 災害廃棄物処理のための事前対策

#### 応急教育のための事前対策

#### 応急保育のための事前対策

#### 災害救助法等適用のための事前対策

### 《応急対策》

#### 被災住宅等の応急危険度判定

#### 被災宅地の危険度判定

#### 住家の被害認定調査の実施・罹災証明書の交付準備

#### 被災者の生活再建対策

#### トイレの確保及びし尿処理

#### 災害廃棄物処理体制の構築

#### 応急教育・応急保育等

#### 災害救助法の適用

#### 激甚災害の指定

### 対策の方向性と目標

- ◆ 応急危険度判定員の拡充、連絡体制の整備等を行うとともに、継続した講習会の開催や訓練を通じ、判定員の判定技術の向上を図る。
- ◆ 被災者の生活再建を円滑に行うため、被害認定調査、被災者台帳作成、罹災証明書の交付を一貫して実施する被災者生活再建支援システムの習熟を図る。
- ◆ 義援金品の募集・受付・配分について、必要な手続きの明確化を図るとともに、被災者への迅速な支給のための体制構築を図る。
- ◆ 避難者 50 人当たり 1 基を目安として、多様な災害用トイレの確保に努める。
- ◆ 災害廃棄物処理に関する基本的な考え方、廃棄物の処理を進めるに当たって必要となる体制、処理の方法等の基本的事項を定めた計画を作成する。

被害項目	想定される被害	被害項目	想定される被害
避難人口	最大 29,960 人	停電率	最大 7.5%
上水道断水率	最大 18.9%	固定電話不通率	最大 3.9%
低圧ガス供給支障率	最大 98.7%		

### 《復旧対策》

罹災証明書の交付・2次調査の実施 ○罹災証明書の交付 ○2次調査の実施 ○被災者台帳の作成・活用	被災者の生活再建資金援助等 ○弔慰金・見舞金の支給 ○災害援護資金の貸付 ○被災者生活再建支援金の支給
被災住宅等の応急修理	職業のあっせん
応急仮設住宅の供与	市税等の徴収猶予及び減免等
被災者の生活相談等の支援	災害廃棄物処理の実施
義援金品の保管及び配分	応急教育の実施
	応急保育の実施
	災害救助法の運用等

## 第1節 現在の到達状況と課題

---

### 1. 生活再建のための事前対策

---

#### ■ 応急危険度判定の円滑な実施に向けた体制整備

- 応急危険度判定を円滑に実施するための体制や都の防災ボランティアとして登録されている応急危険度判定員との連絡体制の整備を行っている。

#### ■ 円滑な罹災証明書交付のための対策

- 円滑な被災者生活再建のため、被害認定調査、被災者台帳作成、罹災証明書の交付を一貫して実施する被災者生活再建支援システムを導入している。

#### ■ 被災者相談窓口・義援金等支援のための事前対策

- 義援金品の募集・受付・配分を円滑に実施する体制を構築する必要がある。

#### ■ 仮設住宅建設予定地の選定

- 接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況、避難場所等の利用の有無等を考慮の上、仮設住宅の建設予定地を検討する必要がある。

### 2. 災害用トイレ・し尿処理のための事前対策

---

- 多様な災害用トイレの確保に努める必要があるとともに、男女別や車椅子対応等のトイレ、性的マイノリティ等に配慮しただれでもトイレの設置が求められる。
- 仮設トイレを設置するための災害用トイレますの整備・拡充する必要がある。
- 災害用トイレ等から収集したし尿を円滑に処理するために、事前に計画を作成する必要がある。

### 3. 災害廃棄物処理のための事前対策

---

- 災害廃棄物を円滑に処理するために、事前に計画を作成する必要がある。

### 4. 応急教育のための事前対策

---

- 災害時の応急教育計画、避難計画、教職員の活動計画等を作成するとともに、関係機関との連絡・協力体制を構築する必要がある。
- 学校に避難所が開設・運営されていることを想定した、教育再開に向けた事業継続計画（学校教育BCP）を策定するとともに、計画を踏まえた教職員の研修等を充実していく必要がある。

### 5. 応急保育のための事前対策

---

- 災害発生時の園児の安全確保及び保育の継続等を図るため、危機管理マニュアルの徹底を図るとともに、災害時の応急保育計画に基づき体制強化を図ることが求められる。



## 第2節 対策の方向性と目標

### 1. 生活再建のための事前対策

#### ■ 応急危険度判定のための体制整備

- ◆ 応急危険度判定員の拡充、連絡体制の整備等を行うとともに、継続した講習会の開催や訓練を通じ、判定員の判定技術の向上を図る。
- ◆ 民間の判定対象建築物が膨大な場合、東京都に応援を要請しボランティアの派遣を受けることから、事前の受援体制構築を進める。

#### ■ 円滑な罹災証明書交付に向けた事前対策

- ◆ 被災者の生活再建を円滑に行うため、被害認定調査、被災者台帳作成、罹災証明書の交付を一貫して実施する被災者生活再建支援システムの習熟を図る。

#### ■ 被災者相談窓口・義援金等支援のための事前対策

- ◆ 義援金品の募集・受付・配分について、必要な手続きの明確化を図るとともに、被災者への迅速な支給のための体制構築を図る。

#### ■ 仮設住宅建設予定地の選定

- ◆ 接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況、避難場所等の利用の有無等を考慮の上、仮設住宅の建設予定地を検討する。

### 2. 災害用トイレ・し尿処理のための事前対策

- ◆ 避難者 50 人当たり 1 基を目安として、多様な災害用トイレの確保に努める。
- ◆ 防災拠点等をはじめ市内各所に、マンホールトイレも含めた災害用トイレますの整備を推進する。
- ◆ 災害用トイレ等から収集したし尿を円滑に処理するために、事前に計画を作成する。

### 3. 災害廃棄物処理のための事前対策

- ◆ 災害廃棄物処理に関する基本的な考え方、廃棄物の処理を進めるに当たって必要となる体制、処理の方法等の基本的事項を定めた計画を作成する。

### 4. 応急教育のための事前対策

- ◆ 災害時の応急教育計画、避難計画、教職員の活動計画等を作成するとともに、関係機関との連絡・協力体制の構築を図る。
- ◆ 学校に避難所が開設・運営されている場合を想定した、教育再開に向けた事業継続計画（学校教育 B C P）を策定し、早期の教育再開を目指す。

### 5. 応急保育のための事前対策

- ◆ 災害発生時の園児の安全確保及び保育の継続等を図るため、危機管理マニュアルの徹底を図るとともに、応急保育計画を作成し、災害時の保育の方法などを明確にする。

### 第3節 具体的な取組

#### 第1 予防対策

《対策一覧》

- |   |                     |
|---|---------------------|
| 1 | 生活再建のための事前対策        |
| 2 | 災害用トイレ・し尿処理のための事前対策 |
| 3 | 災害廃棄物処理のための事前対策     |
| 4 | 応急教育のための事前対策        |
| 5 | 応急保育のための事前対策        |
| 6 | 災害救助法等適用のための事前対策    |

#### 1. 生活再建のための事前対策

##### 1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急危険度判定のための体制整備</li> <li>○円滑な罹災証明書交付に向けた事前対策</li> <li>○被災者相談窓口・義援金等支援のための事前対策</li> <li>○仮設住宅建設予定地の選定</li> </ul>
都都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急危険度判定員の確保</li> <li>○被災宅地危険度判定士の確保</li> </ul>
都総務局、都主税局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直し</li> <li>○被災者生活再建支援システム共同利用版のシステム利用に関する区市町村間の調整</li> <li>○区市町村に対する研修や訓練の実施</li> <li>○区市町村の応援要員の確保の検討</li> </ul>
都総務局、都福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○義援金配分委員会の委員は必要な時期に迅速に開催できるようあらかじめ、都、区市町村、日赤東京都支部その他関係機関の中から選任</li> <li>○義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確化</li> <li>○義援金に関する寄付控除（国税及び地方税）等の取扱いの確認</li> </ul>
都住宅政策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設候補地について、年1回区市町村から報告を求める。</li> <li>○建設候補地の状況に基づき、建設型応急住宅の配置計画を検討</li> <li>○規模に対応したコミュニティ施設等の設置を検討</li> </ul>
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○火災による被害状況調査体制の充実</li> <li>○区市町村との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る火災被害の情報収集等、連携体制の確立</li> </ul>
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅の耐震化・安全対策</li> </ul>

## 1-2. 詳細な取組内容

### (1) 応急危険度判定のための体制整備(都市整備部)

市は、災害時の迅速な応急危険度判定実施のための体制や、都の防災ボランティアとして登録されている市内在住・在勤の応急危険度判定員との連絡方法等を整備するとともに、応急危険度判定員の判定技術を高めるための講習会や連絡訓練等を継続して実施していく。

### (2) 円滑な罹災証明書交付に向けた事前対策(総務部、市民部、都市整備部)

#### ① 迅速な住家の被害認定調査のための体制整備

「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づき、住家の被害認定調査のための体制を整備する。

#### ② 迅速な罹災証明書交付のための体制整備

ガイドラインに基づき、住家罹災証明書交付のための体制を整備する。

#### ③ 罹災証明書交付に係る連携体制の確立

市と消防署は、被害認定調査体制を充実するとともに、協定締結や事前協議等を行い、市が行う大地震発生時の火災に対する罹災証明書交付に係る連携体制を確立する。

#### ④ 住家被害認定調査・罹災証明書交付事務に関する研修・訓練

市は、災害に係る住家等の被害認定調査、罹災証明書交付、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を支援するため被災者生活再建支援システムの習熟を図るとともに、ガイドラインに基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書発行体制等の庁内体制を整備するとともに、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて研修や訓練を実施する。

#### ⑤ 住家被害認定調査をはじめとした各種調査の広報

応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて市民に周知する。

### (3) 被災者相談窓口・義援金等支援のための事前対策(総務部、企画部、健康福祉部、会計課)

ア 被災者のニーズに沿った相談体制を整備する。

イ 市は、都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続を明確にしておく。

また、義援金品の募集、受付、配分を迅速、適正に実施するため、その手続等についてあらかじめ計画するとともに、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

### (4) 仮設住宅建設予定地の選定(総務部、都市整備部)

市は、あらかじめ、接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況、避難場所等の利用の有無等を考慮の上、仮設住宅の建設予定地を検討する。

## 2. 災害用トイレ・し尿処理のための事前対策

### 2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害用トイレの備蓄</li> <li>○災害用トイレの普及啓発</li> <li>○災害用トイレますの設置</li> <li>○し尿処理への対応</li> </ul>
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3日分の災害用トイレ・トイレ用品の備蓄</li> <li>○水の汲み置き等による生活用水の確保</li> </ul>
都総務局	○関係各局や区市町村と連携し、総合的なトイレ対策の推進
都福祉局	○トイレの不足等による衛生環境の悪化を防ぐ観点から、避難所などのトイレ機能を確保する取組を進める。
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区市町村の対応のみでは困難となった場合に備え、し尿収集車の確保に関する区市町村と関連事業者との協定等の締結を推進</li> <li>○し尿の収集・運搬に関する広域的な調整を円滑に実施</li> </ul>
都教育庁	○避難所となる公立学校のトイレの洋式化やマンホールトイレ等の災害用トイレ整備を行う区市町村を支援

### 2-2. 詳細な取組内容

#### (1)災害用トイレの備蓄(総務部)

- ア 避難者 50 人当たり 1 基の災害用トイレの確保に努める。
- イ 仮設トイレ以外の携帯トイレや簡易トイレ等も確保する。
- ウ 要配慮者に配慮し、トイレ（洋式トイレ等）を選定して備蓄する。
- エ 仮設トイレ等の設置・維持管理方法について検討する。
- オ 小中学校の大規模改修等の機会をとらえ、マンホールトイレを拡充する。

#### (2)災害用トイレの普及啓発(総務部)

- ア 市は、家庭、事業所における携帯用トイレの備蓄を推進する。
- イ 市は、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。
- ウ 災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）の実施を促進する。

#### (3)災害用トイレますの設置(都市整備部)

市は、防災拠点等をはじめ市内各所への災害用トイレますの整備を推進する。

#### (4)し尿処理への対応(生活環境部)

市は、効率的なし尿処理対策を図るため、協定等に基づき市内事業者との連携訓練の推進やし尿処理を含めて三鷹市災害廃棄物処理計画を策定する。

あわせて、協定等に基づきし尿収集業者に協力を要請し、し尿処理運搬車等を確保し、し尿処理体制の

構築を図る。

### 3. 災害廃棄物処理のための事前対策

#### 3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○災害廃棄物処理体制の構築
都環境局	◆ごみ処理 ○区市町村を通して、都内全域のごみ処理体制を把握 ○区市町村の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築 ◆がれき処理 ○区市町村を通して、都内全域の災害廃棄物処理体制を把握 ○国の動向等最新の情報を把握した上で、関係局と協議し「東京都災害廃棄物対策マニュアル」を策定 ○区市町村の応援要請に迅速に対応するため、関係機関と連携し都内の収集機材や中間処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理体制の協力体制を構築 ○区市町村が処理計画を策定、見直しをする際に支援を実施
都総務局	◆ごみ処理 ○都の対策全般を総括 ○広域的なごみ処理体制について連携体制の構築を推進 ◆がれき処理 ○都の対策全般を総括 ○広域的な災害廃棄物処理体制について、連携体制の構築を推進

#### 3-2. 詳細な取組内容

##### (1) 災害廃棄物処理体制の構築(生活環境部)

災害廃棄物処理に関する基本的な考え方、廃棄物の処理を進めるに当たって必要となる体制、処理の方法等の基本的事項を定めた市災害廃棄物処理計画に基づき、事前対策を行う。

### 4. 応急教育のための事前対策

#### 4-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○応急教育計画の策定 ○校舎利用等に関する周知 ○避難計画の策定及び周知 ○避難訓練等の実施 ○教職員の活動計画の策定及び周知 ○保健室の資機材等の充実 ○関係機関等への連絡・協力体制の確立

## 4-2. 詳細な取組内容

### (1) 応急教育計画の策定(教育委員会、各学校)

学校の立地条件などを考慮したうえで、災害時の応急教育計画、指導の方法等について、あらかじめ適正な計画を立てておく。

また、学校に避難所が開設・運営されている場合を想定した、教育再開に向けた事業継続計画（学校教育BCP）を策定し、早期の教育再開を目指す。

### (2) 校舎利用等に関する周知(教育委員会、各学校)

市及び各校避難所運営連絡会が作成する「避難所運営マニュアル」を活用して、避難所開設時における校舎内の避難者スペースと立入禁止区域を教職員に周知する。

### (3) 避難計画の策定及び周知(教育委員会、各学校)

在校中や休日等のクラブ活動など、児童・生徒等が学校の管理下にある場合やその他教育活動の多様な場面において災害が発生した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を樹立し、教育計画に位置づける。

また、登下校時に災害が発生した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を樹立し、周知徹底を図る。

### (4) 避難訓練等の実施(教育委員会、各学校)

ア 児童・生徒等の避難訓練を実施するほか、M i t a k a みんなの防災と連携して市が実施する防災訓練に教職員、児童・生徒等も参加し、協力する。

イ 消防署が推進する総合防災教育を学校行事や授業に取り入れ、児童・生徒の自助共助の防災意識の高揚を図る。

ウ 発災時の登下校において、児童・生徒の安全確保を図るため、保護者による児童生徒の引取り訓練を実施するものとする。

### (5) 教職員の活動計画の策定及び周知(教育委員会、各学校)

勤務時間外における教職員の連絡・参集体制及び役割分担等の計画等を作成し、教職員に周知する。

### (6) 保健室の資機材等の充実(教育委員会、各学校)

児童・生徒等の安全確保を図るため、保健室の資機材を充実するよう努める。また、学校医や地域医療機関等との連携を図る。

### (7) 関係機関等への連絡・協力体制の確立(教育委員会、各学校)

教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。

## 5. 応急保育のための事前対策

### 5-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急保育計画の策定</li> <li>○応急保育体制の構築</li> <li>○市立保育園の体制構築</li> <li>○私立保育園の応急保育計画の策定</li> </ul>

### 5-2. 詳細な取組内容

#### (1) 応急保育計画の策定(子ども政策部)

- ア 市は、市BCP及び各保育園の立地条件などを考慮したうえ、あらかじめ災害時の応急保育計画を作成し、保育の方法などを明確にしておく。
- イ 三鷹市立保育園危機管理マニュアルに基づく、園児の安全対策を構築する。
- ウ 私立保育園の応急保育計画については、本計画を踏まえ、市立保育園の応急保育本計画に準じて、策定しておくものとする。

#### (2) 応急保育体制の構築(子ども政策部)

各保育園責任者は、子ども政策部と協議して応急保育態勢に備えて、次の事項を遵守する。また、市立保育園は、災害時には応急保育を実施するとともに、必要に応じて避難所を補完する臨時避難所を開設することを前提に備えを進める。

- ア 保育園児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を確立する。
- イ 各関係機関との連絡網を整備する。
- ウ 勤務時間外における災害に備え非常招集の方法を定める。

## 6. 災害救助法等適用のための事前対策

### 6-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害救助法適用基準の理解</li> <li>○激甚災害法指定基準の理解</li> </ul>
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害救助法による救助の程度・方法及び期間等の基準に関して、区市町村に周知を徹底</li> <li>○激甚災害法に定める事業に関して、関係各局に周知を徹底</li> </ul>
都各局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○激甚災害法に定める事業や指定手続、必要となる報告事項等を事前に十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備</li> </ul>

### 6-2. 詳細な取組内容

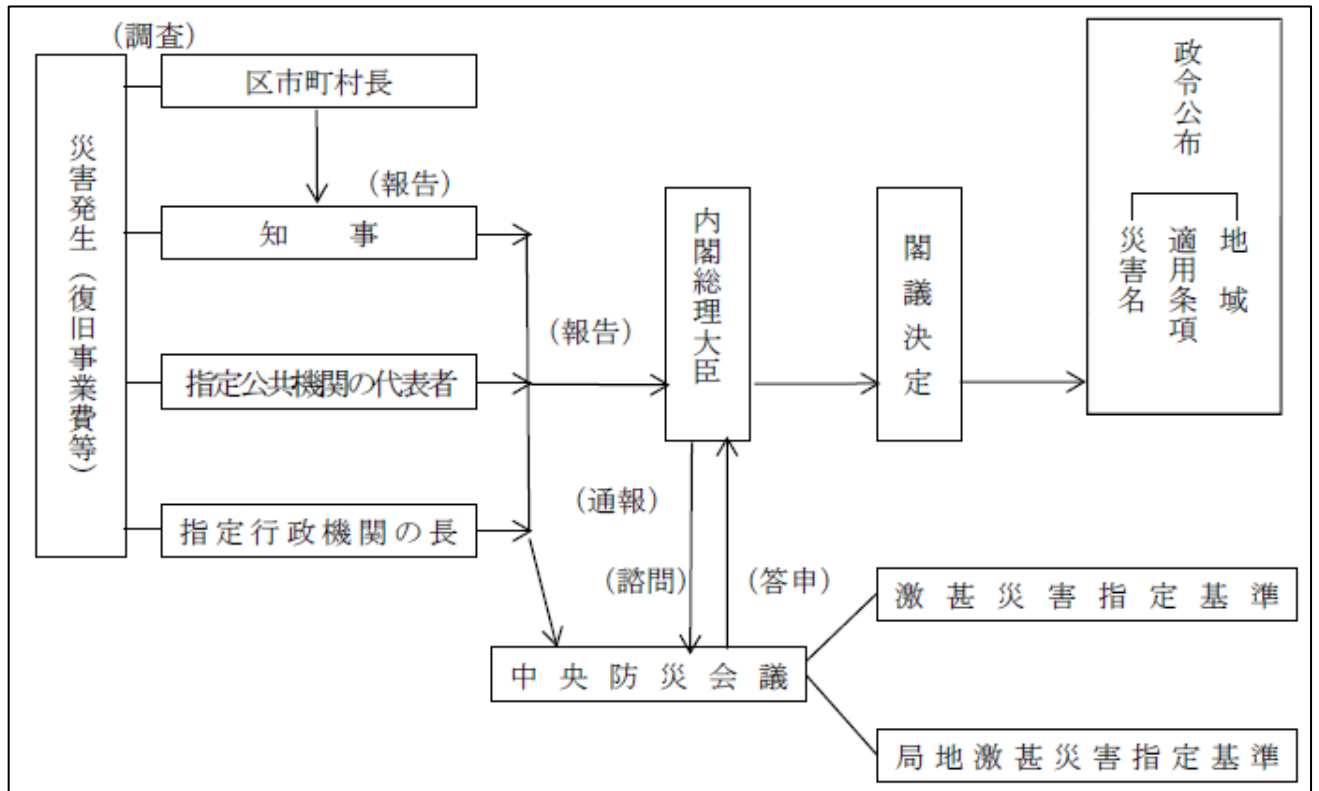
#### (1) 災害救助法適用基準の理解(総務部) (資料 21201)

市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を知事に直ちに報告しなければならないため、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

**(2) 激甚災害法指定基準の理解(総務部) (資料 21202・21203)**

市長は、大規模災害が発生した場合は、知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならないことから、職員は、激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

【激甚災害指定の手続きフロー図】





## 第2 応急対策

### 《対策一覧》

- |    |                         |
|----|-------------------------|
| 1  | 被災住宅等の応急危険度判定           |
| 2  | 被災宅地の危険度判定              |
| 3  | 住家の被害認定調査の実施・罹災証明書の交付準備 |
| 4  | 被災者の生活再建対策              |
| 5  | トイレの確保及びし尿処理            |
| 6  | 災害廃棄物処理体制の構築            |
| 7  | 応急教育                    |
| 8  | 応急保育等                   |
| 9  | 災害救助法の適用                |
| 10 | 激甚災害の指定                 |

### 1. 被災住宅等の応急危険度判定

#### 1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（建築物班）	○被災住宅等の応急危険度判定
都都市整備局	○地震発生後10日以内に終了することを目標に、二次災害の防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（応急危険度判定）を行い、必要な措置を実施

#### 1-2. 詳細な取組内容

##### (1)被災住宅等の応急危険度判定(建築物班)

###### ①実施方針

市は、大地震後、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、早期に住宅及び市庁舎等の被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

###### ②判定対象

市が行う応急危険度判定の対象となる建築物は次のとおりである。

判定対象建築物	説明
民間住宅	都住宅局、都住宅供給公社及び都市再生機構等が管理する住宅以外の戸建て住宅・共同住宅等
市営住宅	市が管理している共同住宅
市が管理する建築物	市庁舎、市立学校等、市が管理する建物

※ 非住宅の建築物は、原則として各建築物の管理者が応急危険度判定を行う。

###### ③実施体制

###### ア 判定対象別実施体制等

市は、建築物班を中心に、被災公共建築物と民間住宅の応急危険度判定が遅滞なく効率的に実施する態勢を構築する。このうち公共建築物については、市本部活動拠点及び避難所（地域拠点及び災害

時医療救護所となる避難所を優先する。)を設置する予定の建築物を速やかに判定するものとし、民間の住宅については、判定の対象となる住宅が非常に多数に上ることが想定されるため、都の防災ボランティア制度に基づく応急危険度判定員の協力により行うものとする。

判定対象建築物	説明
民間住宅	1 市長は、市内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部を設置し、その他必要な措置を講じ、判定を実施する。 2 実施本部長は、判定を実施する場合においては、応急危険度判定員（防災ボランティア）に、参集を要請する。 3 市長（市本部長）は、必要であると判断する場合においては、都に応援を要請する。
市営住宅	応急危険度判定員である公共施設課及び建築指導課の職員並びに判定に関する知識を有する市職員が判定業務を実施する。
市が管理する建築物	1 契約管理課が管理する建物は、公共施設課及び建築指導課の応急危険度判定員である職員及び判定に関する知識を有する市職員が判定業務に従事する。 2 教育委員会が管理する建物は、総務課の応急危険度判定員である職員及び判定に関する知識を有する市職員が判定業務に従事する。

※ 非住宅の建築物は、原則として各建築物の管理者が応急危険度判定を行う。

#### イ 防災ボランティアによる実施体制

市は、都の防災ボランティアとして登録されている市内在住・在勤の応急危険度判定員に協力を依頼するとともに、2次判定員として他市区町村の応急危険度判定員を都に要請する。

したがって、市は、地理に不案内な他市区町村の防災ボランティアの活動が円滑に行えるよう、受入体制の整備や判定活動に当たっての指示・指導等の対応にあたるほか、判定用の資機材の備蓄に努めるものとする。

防災ボランティアによる応急危険度判定については、「防災ボランティアによる応急危険度判定の実施手順」（資料 21204）の手順により行う。

#### ④応急危険度判定後の対応

被災建築物の危険度を判定する場合、地震直後に被災建築物を判定する「応急危険度判定」とその後建築物の被災の程度を判断し、復旧等の指針とする「被災度区分判定」と区別して行う。

##### ア 応急危険度判定

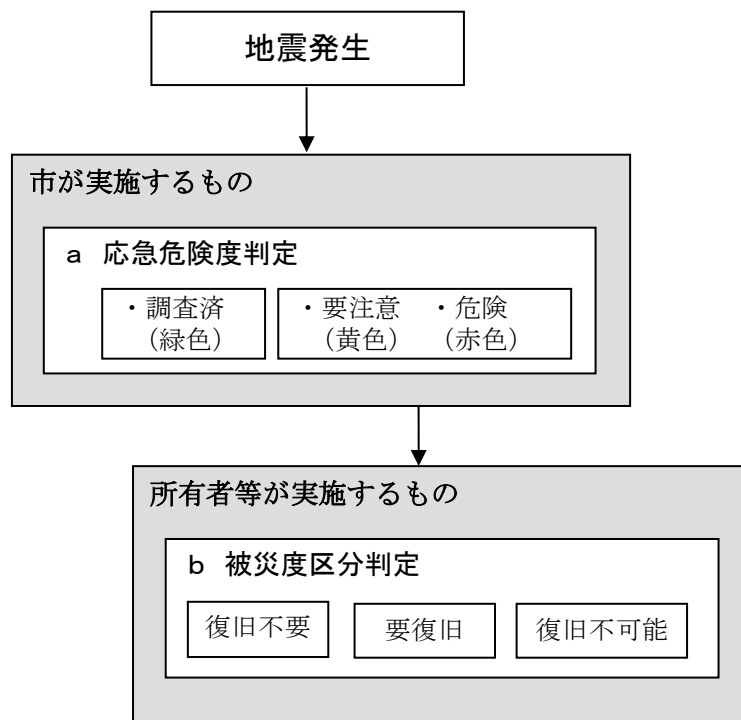
地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物・転倒物による二次災害を予防するため、出来る限り早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、当該建築物の当面の使用の可否について判断する。

##### イ 被災度区分判定

地震により被災した建築物について、傾斜、沈下及び構造躯体の損傷状況等を調査し、解体、補修の要否を判定する必要がある。

補修・補強又は解体・撤去・建替え等の判断は、所有者の責任において専門家による詳細調査「被災度区分判定」を実施する。（資料 21205）

【応急危険度判定・被災度区分判定の関係】



2. 被災宅地の危険度判定

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（都市復旧班）	○被災宅地の危険度判定

2-2. 詳細な取組内容

(1)被災宅地の危険度判定(都市復旧班)

①制度の目的

被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図る。

②対象宅地

宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

③判定の実施

市長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。

市長は、必要に応じて知事に対し、被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を依頼する。

④判定結果の表示

ア 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」及び「調査済宅地」の3種類の

ステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

イ 当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

### ⑤二次災害のおそれがある場合の対応

ア 二次災害のおそれがある場合は、迅速に適切な避難対策を実施する。

イ 二次災害を防止するため、次のような応急工事等を検討、実施する。

※仮排水路の設置、不安定土砂の除去、ブルーシート貼り、土のう積み、仮設防護柵の設置

## 3. 住家の被害認定調査の実施・罹災証明書の交付準備

### 3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（被害調査班、広報情報班、建築物班）	○住家の被害認定調査の実施等 ○市民への広報 ○罹災証明書の交付準備
消防署	○罹災証明書の交付準備
都本部	○被災区市町村の行う調査への職員の応援体制を整備
都総務局	○区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請 ○職員を被災区市町村へ派遣 ○共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施 ○住家被害認定調査の実施に向けて区市町村間の調整を実施
東京消防庁	○火災による被害状況調査の実施に向けた区市町村との調整 ○火災による被害状況に係る罹災証明書交付のための情報共有

### 3-2. 詳細な取組内容

#### (1)住家の被害認定調査の実施等(被害調査班、建築物班)

住家の被害認定調査及び罹災証明書交付については、被災者生活再建支援システムを利用して実施する。利用に当たっては、必要に応じて東京都、目黒区及び武蔵野市と調整する。

##### ①目的

住宅の応急修理、住宅の供給、罹災証明書交付等のための基礎資料とするため、被災後に、住家等の被害状況を把握する。

##### ②実施方針

住家等の被害認定調査に基づく罹災証明書の交付は、様々な被災者支援策に密接に関連する業務であるため、災害発生後、被害調査班で、国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、下記の要素を考慮して、住家等の被害認定調査及び罹災証明書交付の実施方針を確認する。なお、被害認定調査に当たっては必要に応じて建築物班と連携して実施する。

- ア 建物被害の状況又は建物被害の発生の見込み
- イ 罹災証明書交付が求められる各種施策に関する動き
- ウ 国、都、他の被災自治体の動き

- エ 住家等の建物被害認定調査の実施方法及び実施期間
- オ 罹災証明書交付の申請受付、罹災証明書交付方法など

### ③調査の実施

- ア ②で定めた実施方針に基づき、住家等の被害認定調査を行い、都本部に報告する。
- イ 調査の実施に当たっては、第1次調査として外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、家屋等の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る。）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。また、第2次調査として第1次調査の結果に不服のあった住家等について、再調査の申し出に基づき、再調査を実施する。
- ウ 罹災証明書の交付根拠となる災害（火災を除く。）に係る住家等の被害認定調査を実施する。
- エ 消防署は、火災による被害調査を実施し、市に調査結果の報告を行う。その際、市が協定に基づいて罹災証明書を交付するために必要な情報提供等について協力する。

## (2)市民への広報(広報情報班、被害調査班)

住家等の被害認定調査及び罹災証明書交付の実施方針の確認ができ次第、速やかにその内容を、市民に対し十分に広報する。

罹災証明書を必要とする各種施策の広報が必要な場合は、当該実施担当部課との連携を図るとともに、罹災証明書と被災届出受理証との違い、被災建築物応急危険度判定と住家等の建物被害認定調査との違いを被災者に正確に伝達するよう留意する。

## (3)罹災証明書の交付準備(被害調査班)

### ①根拠法等

災対法第90条の2の規定に基づき、住家等の被害認定調査の結果に応じ、速やかに罹災証明書を交付するための体制構築を行う。

あわせて、住家以外の不動産や動産等に対する被害認定に関する被災届出受理証の交付準備を行う。

### ②交付体制の構築

罹災証明書等交付会場（大規模災害発生時は、三鷹市公会堂を使用）や業務フロー確立など準備を進めるとともに、円滑な罹災証明書交付に向けた体制整備を行う。

## 4. 被災者の生活再建対策

### 4-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班、広報情報班、財務情報班、福祉支援班、地域支援班）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者の生活相談体制の構築・広報</li> <li>○義援金の募集・受付</li> <li>○市の義援金品の募集・受付</li> </ul>
都総務局、都福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区市町村等の義援金の募集・受付状況等を把握</li> <li>○義援金の募集・受付に関して、区市町村、日赤東京都支部、関係機関等と情報を共有</li> </ul>
日赤東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○義援金の募集を行うか否かを検討し、決定</li> <li>○義援金の募集・受付に関して、都、区市町村等と情報を共有</li> </ul>

## 4-2. 詳細な取組内容

### (1)被災者の生活相談体制の構築・広報(指令情報班、広報情報班)

市は、時間とともに変化する被災者のニーズに沿った相談体制を随時確立するとともに、被災者への広報に努める。

### (2)義援金の募集・受付(財務情報班、福祉支援班、都)

他市区町村、他道府県及び企業等から市、都及び日赤東京都支部等に寄託された被災者宛ての義援金品を、确实、迅速、適切に被災者に配分するため、義援金の受付、保管、事務分担等に関し事前計画に基づき手続きを行う。

#### ①義援金配分委員会の設置

義援金品は、确实、迅速、適切に募集・配分するため、原則として都本部に設置する義援金配分委員会(以下本章において「委員会」という。)において取り扱うこととなっている。

##### ア 委員会の審議事項

委員会は、次の事項について審議し、決定する。

- (ア) 被災者への義援金の配分計画の策定
- (イ) 義援金の受付・配分に係る広報活動
- (ウ) その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項

##### イ 委員会の構成

委員会は、次の機関等の代表者により構成する。

- (ア) 都
- (イ) 市区町村
- (ウ) 日赤東京都支部
- (エ) その他関係機関

##### ウ その他

その他、委員会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

### (3)市の義援金品の募集・受付(財務情報班、地域支援班)

市における義援金品の受付・募集については、次のとおり対応する。

義援金の募集・受付については、都、日赤東京都支部その他関係機関等と情報共有を図る。

#### ①義援金品の募集の決定

市域における被害の状況を勘案し、義援金品の募集を行うか否かを検討し、決定する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広報して募集し、市で受け付けるものとする。

#### ②義援金品の受付、管理

ア 財務情報班は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付け、管理を行う。

イ 財務情報班は、三鷹市公金取扱金融機関に会計管理者名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付けるとともに、前号アの義援金と合わせ管理を行う。

ウ 直接受領した義援品及び都福祉局等から送付された義援品については、財務情報班が受付を行い、福祉支援班を中心とした市職員やボランティア等により、援助物資等の配送拠点及びストックヤー

ドにおいて仕分け管理し、配分計画に基づき被災者に配分する。なお、必要に応じて地域支援班の救  
援物資の調達・搬送と連携して実施する。

### ③受領書の発行

受領した義援金品については、寄託者に受領書（様式 10）を発行する。ただし、口座への振込による  
場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。

## 5. トイレの確保及びし尿処理

### 5-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（本部施設班、広 報情報班、学校避難 所班、地域支援班、 環境衛生班、都市復 旧班）	○トイレの確保・広報 ○し尿収集計画の策定・収集体制の整備
都本部	○災害用トイレに関する広域的な調整等
都環境局	○し尿の収集・運搬に関する広域的な調整等

### 5-2. 詳細な取組内容

#### (1) トイレの確保・広報（本部施設班、広報情報班、学校避難所班、地域支援班、環境衛生班、都市復旧班）

##### ① 仮設トイレの設置・輸送・維持管理

各班は仮設トイレの設置、輸送、維持管理等を実施する。

##### ② 要配慮者への対応

仮設トイレの設置に当たっては、男女別に設置場所を分けることに加え、高齢者、障がい者及び子ども  
等要配慮者に配慮し、設置場所や車いす対応トイレの設置、専用トイレの設定等を検討する。

##### ③ 避難所等での対応

ア 避難場所における対応

- (ア) 震災用井戸、雨水貯留槽等によって生活用水を確保し、下水道機能の回復を図る。
- (イ) 水洗トイレが使用できない場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。
- (ウ) 非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、市は備蓄した仮設トイレ等により対応する。

イ 避難所における対応

し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況では、市は、可能な限りし尿収集車による収集を  
要しない災害用トイレを活用し、対応する。

##### ④ 事業所・家庭等での対応

ア 上水機能に支障が発生している場合には、排水設備に汲み置き、震災用井戸、河川水等によって水  
を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。

イ 下水道の機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄（災害用トイレ）を活用  
する。

##### ⑤ 断水時の対応

断水した場合には、学校のプール、雨水貯留槽等を活用し、災害用トイレで必要となる生活用水を確保

し、対応する。

### ⑥トイレ設置状況の把握・広報

トイレの設置状況を把握し、防災行政無線、広報車等により市民に対して周知する。

## (2)し尿収集計画の策定・収集体制の整備(環境衛生班)

協定締結事業者と連携し、各避難所等の避難人数、仮設トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、都下水道局と連携して下水道施設（水再生センター）での処理を実施する。

### ①被害状況等の把握

水再生センター、井の頭ポンプ場及び新川ポンプ場の施設の被害状況及び稼動状況を把握するとともに、警察署から交通規制状況等の道路通行状況を把握し、し尿収集車等の配送計画を立てる。

### ②し尿排出量の把握

ライフライン施設の被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所を始め被災地域におけるし尿排出見込み量を推定する。

### ③収集・処理方法

市災害廃棄物処理計画で定めた、し尿処理の計画に基づき、し尿の収集・処理を実施する。

## 6. 災害廃棄物処理体制の構築

### 6-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（環境衛生班、道路交通班）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物処理体制の確立</li> <li>○災害廃棄物処理の実施</li> <li>○石綿の飛散防止措置等</li> </ul>
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ごみ処理                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域的な支援要請等を実施</li> <li>○災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整</li> </ul> </li> <li>◆がれき処理                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」を設置し、関係各局及び区市町村から被災状況等に関する情報を収集、把握</li> <li>○区市町村の要請に応じて、広域的支援を国や他府県に要請</li> </ul> </li> </ul>
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ごみ処理                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○都本部の下、災害廃棄物処理のほか応急対策全般に関する調整</li> <li>○都環境局と連携し、ごみ処理対策に関して広域的に協議</li> </ul> </li> <li>◆がれき処理                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○都災害対策本部のもと、応急対策全般に関する調整とともに、環境局、建設局等と連携し、災害廃棄物処理対策に関して協議</li> </ul> </li> </ul>
都建設局	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆がれき処理                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急道路障害物除去路線上の障害物や災害廃棄物の道路障害物除去作業を実施、関係各局に報告</li> </ul> </li> </ul>



## 6-2. 詳細な取組内容

### (1) 災害廃棄物処理体制の確立(環境衛生班、道路交通班)

#### ①実施方針

被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災により排出されたごみや、建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「災害廃棄物」という。）を速やかに関係法令に基づいて分別、再利用等に留意して適正に処理するものとする。

#### ②廃棄物処理施設の被災状況調査・報告

市は、廃棄物処理施設の被災状況調査を行い、被害状況、震災廃棄物発生量などについて、都へ速やかに報告する。

#### ③処理体制の確立

災害廃棄物処理に関する基本的な考え方、廃棄物の処理を進めるに当たって必要となる体制、処理の方法等の基本的事項を定めた市災害廃棄物処理計画に基づき、応急対策を行う。

### (2) 災害廃棄物処理の実施(環境衛生班、道路交通班、消防団)

#### ①緊急道路障害物除去に伴うがれきの処理

震災直後、救援活動を円滑に行うため実施する緊急道路の障害物除去作業により発生したがれきは、市選定の緊急道路障害物除去路線は市の要請に基づき協力業者が処理を行い、都選定の緊急道路障害物除去路線は都建設局が担当し、市は都の指示に基づき協力して処理を行う。

がれきの量が多く通常の処理方法では処理しきれない場合は、仮置場を設定し搬入のうえ、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分別する。

#### ②土石・竹木等の除去

##### ア 目的

障害物の除去は、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等により、日常生活を営むのに支障をきたしている者に対して、これを除去することによって、その被災者を保護することを目的とする。

##### イ 実施方法

- (ア) 災害救助法適用前は、市長が除去の必要を認めたものを対象として実施する。
- (イ) 災害救助法適用後は、前記アの目的に基づき除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告するとともに、都建設局を補助して障害物の除去を実施する。
- (ウ) 道路障害物の除去は、道路交通班が市内の土木業者等の協力を得て実施するものとし、必要に応じ消防団が協力するものとする。

##### ウ 土石、竹木等の障害物の除去の対象となる者

- (ア) 自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者であること（生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等）。
- (イ) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか又は敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること。
- (ウ) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない。）。
- (エ) 半壊又は床上浸水したものであること（全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない。）。

(オ) 原則として、災害救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

### ③三鷹市災害廃棄物処理計画に基づく処理

損壊家屋等の撤去、仮置場の設置及び災害廃棄物の中間処理・再利用・最終処分については、市災害廃棄物処理計画に基づき、実施する。

### (3)石綿の飛散防止措置等(環境衛生班)

吹付石綿を建築物の壁や天井などに使用している建物等について、石綿の飛散・ばく露防止の措置を行う。

石綿の飛散防止に係る恒久的措置については、所有者の責任において実施するものであるが、「除去」「封じ込め」及び「囲い込み」等を行う際には、都と連携して指導等を行う。

#### 【応急措置例】

種類	概要
養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る。
散水・薬剤散布	水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固形化等の措置を行う。
立入り禁止	散水・養生等が行えない場合は、最低限、石綿へのばく露を防ぐ為、ロープ等によって立入禁止とする。

## 7. 応急教育

### 7-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（学校避難所班）	○応急教育の実施
各学校	○応急教育の実施

### 7-2. 詳細な取組内容

#### (1)応急教育の実施(各学校、学校避難所班)

学校長は、次の措置を速やかに講じるものとする。

##### ア 児童・生徒等の安全措置

児童・生徒等が在校中や休日等のクラブ・部活動など、学校の管理下にあるときに災害が発生した場合は、安全確認ができるまでの間、児童・生徒等を校内に保護するものとし、下校経路の安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引き渡しができる場合には、児童・生徒等を帰宅させる。

また、保護者に対しては、避難計画に基づいて、児童・生徒等の安全な引き渡しを図る。

##### イ 被害状況等の把握

災害の規模及び児童・生徒等や教職員並びに施設設備の被害状況、教職員の参集状況を速やかに把握し、市教育委員会へ報告する。

##### ウ 状況に応じた適切な措置

状況に応じ、市教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。

##### エ 避難所開設時の措置

学校が避難所となる場合は、応急教育計画、校舎利用計画及び避難所運営マニュアルに基づき、教

育活動再開に向けた避難所運営委員会との調整を実施する。

避難所運営について、避難所運営委員会により協議を行い、効率的な運営を行う。各学校の対応状況を踏まえ、教職員は、学校避難所の開設・運營業務に協力する。

オ 応急教育計画に基づく指導措置

応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。なお、応急教育計画を作成したときは、市教育委員会に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。

## 8. 応急保育等

### 8-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（子育て支援班）	○応急保育の実施 ○一時保育の実施
各保育園	○応急保育の実施

### 8-2. 詳細な取組内容

#### (1) 応急保育の実施(各保育園、子育て支援班)

##### ① 災害時の態勢

ア 緊急避難の措置

各保育園責任者は、状況に応じ緊急避難の措置をとるものとする。

イ 被害状況の報告

各保育園責任者は、災害の規模、保育児、職員及び施設設備の被害状況を把握するとともに、市本部子育て支援班長に報告し、保育園の管理に必要な職員を確保し万全の措置を確立する。

ウ 臨時編成の調整

各保育園責任者は、応急保育計画に基づき、臨時の編成を行うなど、災害状況を踏まえた調整を速やかに行うこと。

エ 災害対策協力

保育園が、臨時避難所として使用された場合、職員は、状況により避難所の開設や避難者の受入等災害対策に協力する。

オ 緊急対策の指示

子育て支援班長は、市本部の指示及び情報を速やかに各保育園に連絡するとともに、適切な緊急対策を指示するものとする。

カ 園児の安全対策

三鷹市立保育園危機管理マニュアルに従い、園児の安全対策に万全を期す。

##### ② 私立保育園の対応

私立保育園の応急保育についても、本計画に準じて実施するものとする。

#### (2) 一時保育の実施(子育て支援班)

市は、市一時保育事業の実施に関する規則に基づき、児童の保護者が児童を緊急かつ一時的に家庭において保育することが困難であり、かつ、他に保育を行う者がいないと認められるとき、一時保育を実施す

る。

## 9. 災害救助法の適用

### 9-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班）	○災害救助法に係る報告等
都	○知事は、災害救助法の適用について、事前に内閣総理大臣にその旨を連絡 ○都本部が設置されている場合は、本部長室の審議を経て災害救助法の適用を決定。災害救助法適用の際には速やかに公布

### 9-2. 詳細な取組内容

#### (1) 災害救助法に係る報告等(指令情報班)

- ア 市長は、災害救助法の適用基準等のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を知事に報告する。
- イ 市長は、災害の事態が急迫し、知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置について知事の指示を受ける。
- ウ 市長は、災害救助法に基づき知事が救助に着手したときは、知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。

## 10. 激甚災害の指定

### 10-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班、財務情報班）	○激甚災害に関する調査報告等 ○特別財政援助等の申請手続き等
都総務局、都関係局	○激甚災害に関する調査報告 ・都内に大規模な災害が発生した場合、知事は、区市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各局に必要な調査の実施を指示 ・局地激甚災害の指定は関係各局が翌年当初に必要な調査を実施 ・関係各局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚災害法に定める必要な事項を調査、都総務局に提出 ・都総務局長は各局の調査をとりまとめ、激甚災害の指定に関して都本部に付議 ・知事は、区市町村長の報告及び前記各局の調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告 ○特別財政援助等の申請手続等 ・都関係局は、激甚災害法に定められた事業を実施 ・激甚災害の指定を受けたときは、都関係局は、事業の種別ごとに激甚災害法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続その他を実施

## 10-2. 詳細な取組内容

### (1) 激甚災害に関する調査報告等(指令情報班、財務情報班)

#### ① 激甚災害に関する調査

##### ア 市長の措置

市内に大規模な被害が発生した場合、市長は、被害状況等を検討のうえ、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる復旧事業等について、各部班に必要な調査を行わせる。

##### イ 被害状況調査の実施

市各部班は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額のほか、激甚災害法に定める必要な事項を速やかに調査し、財務情報班に報告する。

#### ② 激甚災害に関する報告

財務情報班は、各部班の報告を取りまとめ、市本部会議において激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して知事に報告すべきか決定する。

### (2) 特別財政援助等の申請手続き等

激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出する。

### 第3 復旧対策

《対策一覧》

1	罹災証明書の交付・2次調査の実施
2	被災住宅等の応急修理
3	応急仮設住宅の供与
4	被災者の生活相談等の支援
5	義援金品の保管及び配分
6	被災者の生活再建資金援助等
7	職業のあっせん
8	市税等の徴収猶予及び減免等
9	その他の生活確保
10	災害廃棄物処理の実施
11	応急教育の実施
12	応急保育の実施
13	災害救助法の運用等

#### 1. 罹災証明書の交付・2次調査の実施

##### 1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（被害調査班、建築物班）	○罹災証明書の交付 ○2次調査の実施 ○被災者台帳の作成・活用
都総務局	○罹災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施 ○住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握
東京消防庁	○区市町村と連携し、交付時期や交付場所等について調整を図り、火災被害に係る罹災証明書の交付手続の支援を実施

##### 1-2. 詳細な取組内容

###### (1) 罹災証明書の交付(被害調査班)

###### ① 根拠法等

災対法第90条の2の規定に基づき、住家等の被害認定調査の結果に応じ、速やかに罹災証明書（様式11）を交付する。また、住家等以外の不動産や動産に対する被害認定に関する被災届出受理証を交付する。

###### ② 交付体制の構築

- ア 罹災証明書交付にあたり、交付件数が多数になることが見込まれる場合は、被災者生活再建支援システムを活用する。
- イ 罹災証明書等交付会場（大規模災害発生時は、三鷹市公会堂を使用）や業務フロー確立など準備を進める。
- ウ 市と消防署は、火災に関する罹災証明書の交付について連携を図る。

エ 市は、罹災証明書及び被災届出受理証の交付の事務を行う。

### ③証明事項

災対法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

ア 住家

①全壊 ②大規模半壊 ③中規模半壊 ④半壊 ⑤準半壊 ⑥準半壊に至らない（一部損壊）

イ 火災による罹災証明書は、協定に基づいて市と消防署が連携協力し交付する。

## (2)2次調査の実施(被害調査班、建築物班)

第1次調査の結果に不服のあった住家等について、再調査の申し出に基づき、2次調査を実施する。なお、2次調査の実施に当たっては必要に応じて建築物班と連携して実施する。

## (3)被災者台帳の作成・活用(被害調査班)

被災者支援について支援漏れや手続きの重複をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、災対法第90条の3において規定されている、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約する被災者台帳を作成し、被災者支援の迅速化を図るとともに、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。

### ①被災者台帳への記載事項

災対法第90条の3第2項及び災対法施行規則第8条の5に規定する次の事項について記載及び記録する。

災対本法第90条の3	同施行規則第8条の5
ア 氏名	ア 電話番号その他の連絡先
イ 生年月日	イ 世帯の構成
ウ 性別	ウ 罹災証明書の交付の状況
エ 住所又は居所	エ 台帳情報の提供先
オ 住家の被害の状況	※被災者本人同意の場合に限る
カ 援護の実施の状況	オ 台帳情報の提供の有無及び日時
キ 要配慮者に該当する事由	カ 個人番号（マイナンバー）
	※利用する場合に限る

### ②被災者台帳の活用

災害発生時は、関係する部班において情報を共有し、被災者の援護を行うために活用する。

## 2. 被災住宅等の応急修理

### 2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（都市復旧班）	○被災住宅の応急修理 ○市営住宅等の応急修理
都住宅政策本部	○居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持 ○応急修理の実施に係る方針（受付基準、金額等）の決定 ○関係団体及び協力業者との連絡調整

機関名	内容
	○都営住宅等について、東京都住宅供給公社と協力して応急修理にあたる。

## 2-2. 詳細な取組内容

### (1)被災住宅の応急修理(都市復旧班)

#### ①目的

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。また、取壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

#### ②対象

災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

#### ③実施方法

災害救助法が適用された場合は、以下のとおり実施する。

##### ア 募集・選定・審査

市による、被災者の資力その他生活条件の調査及び市長が交付する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都が委任した市が募集・受付・審査等を行う。

##### イ 修理

都が、応急修理を行う業者のリストを作成し、市は、リストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

##### ウ 経費

1世帯あたりの経費は、国の定める基準による。

##### エ 期間

原則として、災害発生の日から3か月以内に完了する（国の災害対策本部が設置された災害においては、6か月以内に完了）。

##### オ 帳票の作成

市は、住宅の応急修理を実施した場合は、住宅応急修理記録簿（様式12）に記録する。

### (2)市営住宅等の応急修理(都市復旧班)

市は、応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な市営住宅等について、応急修理にあたる。

## 3. 応急仮設住宅の供与

### 3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（都市復旧班、建築物班）	○応急仮設住宅の供与 ○一時提供住宅の供給
都住宅政策本部	○応急仮設住宅等（公営住宅等の空き住戸利用、賃貸型応急住宅及び建設型応急住宅）の必要量を迅速に把握し、応急仮設住宅等供給方針を作成・公表 ○応急仮設住宅等の供与に係る建設業務や既存空き住戸の確保業務などを開始する



機関名	内容
	とともに、住宅種別毎に募集計画等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。

### 3-2. 詳細な取組内容

#### (1) 応急仮設住宅の供与(都市復旧班、建築物班) (様式 13)

##### ①実施方針

震災により住家を滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に仮設住宅を供与するものとし、あわせて公営住宅等の空き家を一時的に供与するものとし、災害救助法が適用されない災害にあっては市が、災害救助法が適用された場合は都が行う。

##### ②災害救助法が適用されない場合の取扱い

災害救助法が適用されない災害の場合には、第一に市営住宅等の入居のあっせんを行うものとするが、市長が必要と認める場合には、都立公園等公共用地を選定し、建設業者に請け負わせて応急仮設住宅を建設する。この場合、被災者の災害前の住居から遠方にならないことや交通の状況その他生活環境を考慮し建設する。

#### (2) 一時提供住宅の供給(都市復旧班)

住宅に困窮する被災者に次により公営住宅等の空き住戸を一時的に供給する。

##### ア 市の措置

災害救助法適用に至らないが、住宅を供給する必要がある場合は、市営住宅等の空き住戸を活用するほか、民間住宅のあっせんを行う。

##### イ 都の措置

##### (7) 公共住宅の供給

##### a 公共住宅の確保

災害救助法適用後は、都が都営住宅の空き住戸確保に努めるとともに、都市再生機構・公社及び他の地方公共団体に空き住戸の提供を求め、被災者に供給する。

##### b 入居資格

応急仮設住宅の資格と同じとする。

##### c 入居者の選定

市は、都が策定する一時提供住宅の入居者の募集計画及び選定基準に基づき、入居者の募集及び選定を行う。

##### (イ) 民間賃貸住宅等の供給

##### a 民間賃貸住宅等の確保

都は、関係団体と協力し、借上げ又はあっせんの方法により民間賃貸住宅の提供を行うよう努める。

##### b 入居資格

原則として、(7) bの公共住宅の入居資格と同じとする。

## 4. 被災者の生活相談等の支援

### 4-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班）	○被災者の生活相談等
都	○区市町村が被災者台帳の作成のため、都が保有する被災者に関する情報を必要とし、その情報の提供の求めがあったときは、被災者に関する情報の提供を実施 ○被災者臨時相談窓口を設置 ○被災1か月後を目途に被災者総合相談所を開設 ○男女平等参画の観点からの相談支援等の実施
都保健医療局、都都市整備局、都住宅政策本部	○区市町村と連携し、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施
警視庁	○警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して警察関係の相談に当たる。
東京消防庁	○災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応

### 4-2. 詳細な取組内容

#### (1) 被災者の生活相談等(指令情報班)

市及び各関係機関は、それぞれ相談所を設け、各機関相互の連携のもとに住民の生活相談にあたるものとし、その主な対応は、次のとおりである。

#### ア 市の対応

市庁舎はじめ避難所等防災拠点で被災者のための相談窓口を設け、苦情、要望事項等を聴取しその解決を図るほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応する。

#### イ 都の対応

- (ア) 臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等の対応を実施
- (イ) 被災後1か月を目途に、各局と連携して復興のための被災者総合相談所を開設し、就労相談、健康相談など様々な生活相談を含む、総合的な相談業務を実施
- (ウ) 男女平等参画の視点から、避難所生活における課題等についての相談支援を実施するとともに、相談内容等を区市町村へ情報提供

#### ウ 警察署

署内、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。

#### エ 消防署

被災者に対して、出火防止として、次のような指導を行う。

また、火災による罹災証明の交付について、市の行う罹災証明事務との連携を図り、被災者の利便の向上に努める。

- (ア) 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底
- (イ) 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底
- (ウ) 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化

## 5. 義援金品の保管及び配分

### 5-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（財務情報班、福祉支援班）	○義援金品の保管及び配分
都福祉局	<p>1 東京都義援金配分委員会の設置</p> <p>○義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に東京都義援金配分委員会（以下「都委員会」という。）を設置</p> <p>2 義援金の管理</p> <p>○都福祉局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理</p> <p>3 義援金の配分</p> <p>○都委員会の開催</p> <p>義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議、決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災区市町村への義援金の配分計画の策定</li> <li>・義援金の受付・配分に係る広報活動</li> <li>・その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項</li> </ul> <p>○義援金の送金</p> <p>決定した配分計画に基づき義援金を、区市町村に送金</p> <p>4 義援金の広報</p> <p>○義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知</p>
日赤東京都支部	<p>○受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預り金」として、一時保管</p> <p>○義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金</p>

### 5-2. 詳細な取組内容

#### (1) 義援金品の保管及び配分(財務情報班、福祉支援班)

委員会は、送金された義援金を配分計画に基づき、市に送金するが、市は、義援金品の保管及び配分について、次のとおり対応する。

##### ① 義援金

ア 寄託者より受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。

イ 委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

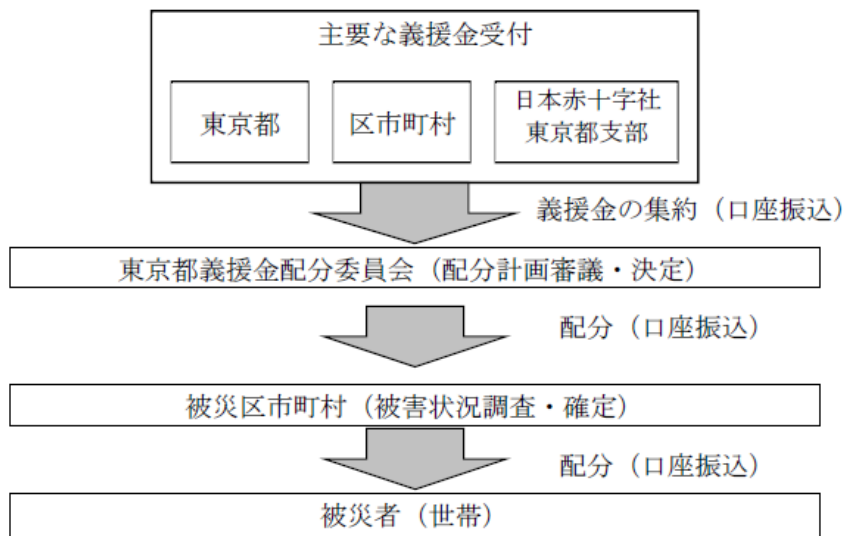
ウ 被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告する。

##### ② 義援品

直接受領した義援品及び都福祉局等から送付された義援品については、地域支援班を中心とした市職員やボランティア等により、援助物資等の配送拠点及びストックヤードにおいて仕分けし、配分計画に基

づき被災者に配分する。なお、必要に応じて地域支援班の救援物資の調達・搬送と連携して実施する。

【義援金受付・配分の流れ】



6. 被災者の生活再建資金援助等

6-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（福祉支援班）	○弔慰金・見舞金の支給 ○災害援護資金の貸付 ○被災者生活再建支援金の支給
都福祉局	○災害弔慰金等の支給 ○災害援護資金の貸付 ○被災者生活再建支援金の支給
都福祉局、東京都社会福祉協議会	○生活福祉資金の貸付

6-2. 詳細な取組内容

(1) 弔慰金・見舞金の支給（福祉支援班）

被災支援と法制度は以下のとおりである。

【被災者支援と法制度】

支援の流れ	支援の内容	法制度
被災 (自宅が滅失)	<ul style="list-style-type: none"> <li>犠牲者が発生した世帯への弔慰金の支給</li> <li>重度の障がいを受けた人へ見舞金の支給</li> <li>被災世帯への資金の貸付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害弔慰金法</li> <li>・災害弔慰金の支給(対象:遺族など)</li> <li>・災害障がい見舞金の支給</li> <li>・災害援護資金の貸付</li> </ul>
避難所	学校などで無償で食事や生活用品などの提供を受けながらの応急生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害救助法</li> <li>●被災者生活再建支援法</li> </ul>
仮設住宅又は家賃補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2年間無償で借りられる(延長あり)</li> <li>・生活費は自費</li> </ul>	
住宅再建又は公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅再建:建物本体への公的支援はなし(周辺経費の支援あり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災者生活再建支援法(居住安定支援制度)</li> </ul>

①災害弔慰金の支給（資料 21206）

暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族及び、精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に対して、市災害弔慰金支給条例に基づき、災害弔慰金又は災害障がい見舞金の支給を行う。災害弔慰金等の種別、支給対象者及び支給限度額などは、災害弔慰金等の概要のとおりである。

②災害見舞金の支給（資料 21207）

火事、爆発、暴風、豪雨、豪雪及び洪水その他異常な自然現象（地震を除く。）による災害により、被害を受けた市民又はその遺族に対し、災害を受けた者の保護と福祉の増進を図るため、市災害見舞金条例に基づき、災害見舞金を支給する。

(2)災害援護資金の貸付(福祉支援班)（資料 21208）

災害弔慰金法及び市災害弔慰金支給条例に基づき、災害救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。また、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を低所得世帯を対象に貸付けるほか、住宅に災害を受けた者に対して、住宅の建設若しくは補修に必要な資金を貸し付ける。

(3)被災者生活再建支援金の支給(福祉支援班)（資料 21209）

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、自立復興による生活再建を支援する被災者生活再建支援金を支給する。

市は、都から支援金の支給に関する事務の一部を委託された場合、以下の基準に基づき支給の手続きを実施する。

7. 職業のあっせん

7-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（福祉支援班）	○職業のあっせん

機関名	内容
東京労働局	○災害による離職者の把握に努め、そのあっせんを図る ○他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る

## 7-2. 詳細な取組内容

### (1) 職業のあっせん(福祉支援班)

市は、被災者の職業のあっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。

また、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。あわせて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

## 8. 市税等の徴収猶予及び減免等

### 8-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（被害調査班）	○市税等の徴収猶予及び減免等
都主税局	○都税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等、適時、適切な措置を実施
東京労働局	○労働保険料等の納入期限の延長措置を実施

### 8-2. 詳細な取組内容

#### (1) 市税等の徴収猶予及び減免等(被害調査班)

ア 市は、被災者に対する市税等（市市税条例第3条に定める税目、国民健康保険税及び介護保険料を含む。以下「市税等」という。）の徴収猶予及び減免等の納税緩和措置に関する計画を策定する。

イ 市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者」という。）及び保険料又は手数料納付者に対し、地方税法、介護保険法、市市税条例、市国民健康保険条例及び市介護福祉条例により、市税等の納税（納付）緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等で、それぞれの事態に対応して適時適切なる措置を講ずるものとする。

## 9. その他の生活確保

### 9-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
東京労働局	○雇用保険の失業給付等に関する特別措置 ○労働保険料等の徴収の猶予
日本郵便	○被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ○被災者が差し出す郵便物の料金免除 ○被災地あて救助用郵便物の料金免除 ○被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

機関名	内容
日本放送協会	○NHK 厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を実施 ○被災者の受信料免除 ○状況により避難所へ受信機を貸与
NTT東日本 NTTコミュニケーションズ NTTドコモ	○NTT の規定に該当する被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化を実施 ○災害救助法適用地域のお客様の電話料金の支払期限の延長

## 10. 災害廃棄物処理の実施

### 10-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（環境衛生班）	○災害廃棄物処理の実施
都環境局	○有害物質対策や仮置場等の衛生管理を指導 ○区市町村からの各施設の被災状況報告を受け、広域的な支援策等を検討 ○仮置場、最終処分場の確保に関する支援
都総務局	○区市町村と連携して国に対して、災害廃棄物処理への応援を要請

### 10-2. 詳細な取組内容

#### (1) 災害廃棄物処理の実施(環境衛生班)

解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、仮置場の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や関係機関等と調整を行い、決定する。

## 11. 応急教育の実施

### 11-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（学校避難所班）	○応急教育の実施 ○学校納付金等の免除
各学校	○応急教育の実施

### 11-2. 詳細な取組内容

#### (1) 応急教育の実施(各学校、学校避難所班)

ア 学校長の措置

- (7) 教職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、教育委員会に連絡する。
- (イ) 教育委員会との連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。
- (ウ) 応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒等を保護し、指導する。

指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、心のケア対策も十分留意する。

- (エ) 教育活動の再開に当たっては、児童・生徒等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。
- (オ) 疎開した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、前記に準じた指導を行うように努める。
- (カ) 避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。
- (キ) 災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。

イ 教育委員会の措置

- (ア) 学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
- (イ) 被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、担当指導主事は、被災学校の運営について助言と指導にあたる。
- (ウ) 学校長等との連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。
- (エ) 教育活動再開のために、学校間の教職員の応援体制について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。

**(2)学校納付金等の免除(学校避難所班)**

市は、被災した児童・生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を策定する。

**12. 応急保育の実施**

**12-1. 対策内容と役割分担**

機関名	内容
市（子育て支援班）	○応急保育の実施
各保育園	○応急保育の実施

**12-2. 詳細な取組内容**

**(1)応急保育の実施(各保育園、子育て支援班)**

ア 市本部子ども支援部長の責務

- (ア) 職員を掌握するとともに、保育児の被災状況を調査し、関係機関と連絡を密にし、復旧態勢に努める。
- (イ) 保育園に対する情報並びに指令の伝達について万全の措置を期する。
- (ウ) 保育園が避難所等になったため長期間使用不可能の場合には、早急に保育できるよう、他の保育園での合同保育等の対策を講じる。
- (エ) 災害の推移を把握し平常保育に戻るよう努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

イ 各保育園責任者の責務

- (ア) 市本部子ども支援部長からの指示事項の徹底を図る。
- (イ) 応急保育計画に基づき、通園可能な保育児は保育園において保育する。その際、登降園の安全の確保に万全を期するよう配慮する。
- (ウ) 災害により、登降園できない保育児については、地域ごとに実情を把握し必要な措置を講じる。



## 13. 災害救助法の運用等

### 13-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班）	○災害救助法に係る報告
都総務局、関係各局	○都本部での審議を経て災害救助法の適用を決定 ○都本部の組織を災害救助法適用後、救助実施体制として拡充整備 ○被災区市町村の被害状況を調査する体制の整備 ○救助の実施に必要な関係帳票を整備

### 13-2. 詳細な取組内容

#### (1) 災害救助法に係る報告(指令情報班)

災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。

[別冊]

- ・ 資料 21201 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」
- ・ 資料 21202 「激甚災害指定基準」
- ・ 資料 21203 「局地激甚災害指定基準」
- ・ 資料 21204 「防災ボランティアによる応急危険度判定の実施手順」
- ・ 資料 21205 「被災度区分判定までの流れ」
- ・ 資料 21206 「災害弔慰金等の概要」
- ・ 資料 21207 「災害見舞金の概要」
- ・ 資料 21208 「災害援護資金の概要」
- ・ 資料 21209 「被災者生活再建支援金の概要」
  
- ・ 様式 10 「義援金品受領書」
- ・ 様式 11 「罹災証明書」
- ・ 様式 12 「住宅応急修理記録簿」
- ・ 様式 13 「応急仮設住宅入居者台帳」





# 第 3 部



## 災害復興計画

# 第1章 復興計画の策定

## 第1節 復興の基本的考え方

1 生活復興	全庁
--------	----

第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。

個人や事業者は自らの責任において、又は共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。

自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。

また、被災した学校施設の復興に当たっては、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

2 都市復興	全庁
--------	----

人びとがくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ちた三鷹市及び東京をつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。

- (1) 特に大きな被害を受けた地域のみならず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行う。
- (2) 復興の整備水準は、旧状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世帯も含め人びとが快適なくらしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市づくり」を行う。
- (3) 市民、事業者、市、都、国など、多様な主体が「協働と連帯による都市づくり」を行う。

## 第2節 復興体制

### 1. 市震災復興本部の設置

市長は、重大な震災被害により市内の復興及び市民生活の再建と安定に関する事業を速やかにかつ計画的に実施する必要があると認めるときは、被災後1週間程度をめぐりに市震災復興本部を設置する。

#### (1) 市震災復興本部の設置の通知等

- ア 市震災復興本部が設置されたときは、直ちにその旨、国・都・各近隣市区の長及び関係機関に通知する。
- イ 市震災復興本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表するとともに市民への周知を図る。

### 2. 市震災復興本部の役割及び市災害対策本部との関係

市震災復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかにかつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

しかしながら、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

### 3. 市震災復興本部の組織・運営

1 市震災復興本部の構成員	企画部
---------------	-----

構成員		所掌事務
本部長	市長	本部の事務を総括し、本部を代表する。
副本部長	副市長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	本部を構成する部の部長	本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
	本部長が指名する者	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

2 市震災復興本部の運営組織	企画部
----------------	-----

運営組織	構成員	所掌事務
市震災復興本部会議	本部長、副本部長、本部員	① 市震災復興方針、市震災復興計画の策定等復興に係る重要事項の審議を行う。 ② 復興に係る重要事業の進行管理等を行う。

※なお、市震災復興本部の事務局は企画部企画経営課が担い、必要に応じ、本部の下に事務担当者会議を開催する。

3 市震災復興本部の所掌事務	企画部
----------------	-----

この震災復興本部の主な事務は、次のとおりとする。

- (1) 震災の復興計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 被災市民の生活援護及び商業の復興に関する施策の策定及び推進に関すること。
- (3) 公共施設の復旧及び整備計画の策定及び推進に関すること。
- (4) 財源の確保及び資金計画に関すること。
- (5) 市本部との連絡調整に関すること。
- (6) 国及び都その他関係機関との連絡及び総合調整に関すること。

### 4. 市震災復興本部の廃止

本部長は、市内の復興及び市民生活の再建と安定が図られたと認めるときは、市震災復興本部を廃止す

る。

市震災復興本部の廃止の通知等は、市震災復興本部の設置の通知等に準じて処理する。

### 第3節 震災復興方針・震災復興計画の策定

#### 1. 市震災復興本部の取組内容

1 市震災復興方針の策定	企画部、総務部、都市整備部、都市再生部
--------------	---------------------

本部長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災復興本部会議の審議を経て、震災後2週間程度を目途に「三鷹市震災復興方針」を策定し、公表する。

2 市震災復興計画の策定	企画部、総務部、都市整備部、都市再生部
--------------	---------------------

本部長は、市震災復興方針に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、震災後6か月を目途に市震災復興計画を策定する。市震災復興計画において、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにする。

#### 2. 震災復興方針・震災復興計画の策定内容

1 市震災復興方針・市復興計画の目標	企画部、総務部、都市整備部、都市再生部
--------------------	---------------------

市震災復興方針・市震災復興計画の策定に当たっては、本地域防災計画震災編第2部各章の第1 予防対策の考え方を最大限重視することにより、震災に強いまちづくりを強力に推し進める他、市基本計画、防災都市づくり方針及び土地利用総合計画など、市のまちづくり諸計画の流れを踏まえつつ、その高いレベルでの実現を目指すものとする。

2 都市復興への取組	企画部、総務部、都市整備部、都市再生部
------------	---------------------

市は都とも連携しながら、次の4つの段階を踏んで、都市の復興を進めていくものとする。

##### 第1段階：復興初動体制の確立(発災～1週間)

市震災復興本部の設置等を行い、都市復興に取り組む基本的な体制を確立する。

##### 第2段階：市震災復興方針の策定(1週間～2週間)

市震災復興方針は、都市の復興分野において、以下の「市復興まちづくり方針」及び「市地域別復興まちづくり方針」に基づき策定する。

市内の主要インフラや土地利用の方針について、市まちづくり条例に基づく土地利用総合計画の全体構想に基づき、「市復興まちづくり方針」として作成する。また、土地利用総合計画の「住区ごとのまちづくり方針」等に基づき、被災地を含む各地域における「市地域別復興まちづくり方針」を作成する。

##### 第3段階：市震災復興計画の策定(2週間～6か月)

市震災復興計画は、以下の「復興まちづくり計画」及び「地域別復興まちづくり計画」に基づき策定する。

土地利用総合計画の全体構想及び三鷹市に係る都市計画に基づき、「市復興まちづくり計画」を作成

する。また、土地利用総合計画の「住区ごとのまちづくり方針」等及び三鷹市に係る都市計画に基づき、「地域別復興まちづくり計画」を作成する。

なお、市震災復興計画の策定にあたっては大規模災害復興法の適用の有無に留意する。

#### 第4段階：事業の推進（6か月以降）

「市復興まちづくり計画」に基づく市内の「主要インフラ事業」並びに「地域別復興まちづくり計画」に基づく「市街地改造型事業」及び「市街地修復型事業」を推進する。

このうち、市街地復興の対象区域及びその地区区分は、次表のとおりである。

#### 【市街地復興の対象区域及びその地区区分】

市街地復興の対象区域	市街地改造予定地区	面整備により抜本的な改造を予定している地区
	市街地修復予定地区	部分改造や自立再建への支援など修復的な改善を予定している地区
市街地復旧の対象区域	「市街地復興の対象区域」以外の被災した区域	

3 市民生活・暮らしの復興の取組	全庁
------------------	----

地域防災計画における一連の災害応急対策を推し進めるとともに、市の施設の再開や公的サービスを通じた被災者支援策を強力に推進する。

また、住環境の整備、被災者の暮らしへの支援、雇用や産業の確保等、震災の影響が長期化しそうな課題については、都とも密接に連携をとりながら、復興のための施策が総合的に実施されていくよう最大限努力する。

4 復興に関する相談所の設置	全庁
----------------	----

市は、復興対策の本格化に応じて、関係各課との連携・協力により、被災者総合相談所を設置する。





# 付 編

## 警戒宣言に伴う対応措置

# 第1章 対策の考え方

## 第1節 策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

東海地震が発生した場合、東京都の区部・多摩地区は震度5程度と予想されることから、区部・多摩地区については強化地域として指定されなかったため、本市は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、震度5程度であっても、局地的にかなりの被害が発生することが予想されるとともに、三鷹市は、大都市東京の近郊都市として人口、施設等が密集しているところから、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念される。

このため、市防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、地域防災計画の付編として「警戒宣言に伴う対応措置」を策定したものである。

なお、「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合、市内において最大で震度5程度の揺れがあると想定し、本付編の対応を準用する。

## 第2節 基本的な考え方

本計画は、次の考え方を基本に策定したものである。

第1 警戒宣言発令下の都市機能の確保	—
--------------------	---

警戒宣言が発せられた場合においても、三鷹市の都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、次の措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。

- 1 警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
- 2 東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置

第2 混乱防止対策の作成	—
--------------	---

原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。

第3 予防対策及び応急対策	—
---------------	---

東海地震に係る予防対策及び応急対策は、本計画の「第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）」により対応する。

第4 計画実施上の基本	—
-------------	---

三鷹市の地域は強化地域でないところから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応するものである。

第5 計画の留意事項	—
------------	---

本計画の策定に当たっては、次の事項に留意したが、今後、本計画の実施に当たり十分配慮する。

- 1 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、別個に対応をとる。
- 2 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があるため、対策の優先度を配慮する。
- 3 東海地震が発生した場合、三鷹市の地域の大部分の震度予想は震度5弱であるが、一部震度5強の地域があるところから、震度に応じた対策を講ずる。
- 4 市及び関係防災機関並びに隣接区市等と関連を有する対策については、事前に調整を図る。

## 第2章 防災機関の業務大綱

市及び関係防災機関が実施する事務又は業務の大綱は、震災編の第1部に定めるところによる。

## 第3章 事前の備え

### 第1節 広報及び教育

予知できる可能性のある東海地震に適切に対応するためには、市民の意識とその活動のあり方が最大の課題となる。

市民が東海地震を正しく受け止め、これに対する的確な行動が取れるように平常時から広報及び教育を行い、地震に関する知識と防災対応を啓発指導する。

第1 広報	広報メディア課、防災課、警察署、消防署
<p>地震予知を防災に正しく活かすため、平常時から警戒宣言の内容、三鷹市の予想震度、警戒宣言時にとられる防災措置の内容等を広報し、警戒宣言時の社会的混乱の防止と発災に伴う被害の軽減を図る。</p>	
<p>なお、東海地震に関する情報体系に基づき発表が行われるため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。</p>	
<ol style="list-style-type: none"><li>1 広報の基本的流れは、次の4つに区分され、各区分に応じた広報を行う。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 平常時</li><li>(2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで</li><li>(3) 警戒宣言が発せられた時から発災まで</li><li>(4) 注意情報が解除された時</li></ol></li><li>2 広報内容は、下記の事項について実施する。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 東海地震についての教育、啓発及び指導</li><li>(2) 東海地震に関連する調査情報（臨時）・注意情報についての広報</li><li>(3) 注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報</li><li>(4) 三鷹市の予想震度及び被害程度</li><li>(5) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報</li><li>(6) 住民の不安解消のため警戒宣言時に防災機関が行う措置</li><li>(7) 警戒宣言時に防災機関が行う措置</li><li>(8) 気象庁が東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報</li><li>(9) 広報の主な例<ol style="list-style-type: none"><li>ア 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報<ol style="list-style-type: none"><li>(7) 列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容</li><li>(4) 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法</li><li>(ウ) その他防災上必要な事項</li></ol></li><li>イ 道路交通の混乱防止のための広報<ol style="list-style-type: none"><li>(7) 警戒宣言時の交通規制の内容</li><li>(4) 自動車利用の自粛の呼び掛け</li><li>(ウ) その他防災上必要な事項</li></ol></li><li>ウ 電話の輻輳による混乱防止のための広報<ol style="list-style-type: none"><li>(7) 警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛</li><li>(4) 回線の輻輳と規制の内容</li><li>(ウ) 災害用伝言ダイヤル等のサービス提供開始</li></ol></li><li>エ 買い急ぎによる混乱防止のための広報<ol style="list-style-type: none"><li>(7) 生活関連物資取扱店の営業</li><li>(4) 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと。</li></ol></li><li>オ 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報</li></ol></li></ol></li></ol>	

- (イ) 金融機関の営業状況と急いで引き出しをする必要のないこと。
- カ その他の広報
  - (ア) 電気、ガス等の使用上の注意
- 3 広報の方法手段については、防災関係機関及び事業者は、印刷媒体、映像・通信媒体等のほか地域でのイベント等の機会をとらえ実施する。
  - (1) 印刷媒体による広報
    - 「広報みたか」「三鷹くらしのガイド」「三鷹市外国語版生活ガイド」をはじめ、各防災機関が各種広報、印刷物により防災知識の普及を図る。
  - (2) 通信等による広報
    - 「地震」に関するビデオ、ホームページなどを利用し、防災思想の普及を図る。

<b>第2 教育指導</b>	<b>教育委員会、子ども政策部、各学校長</b>
----------------	--------------------------

教育委員会及び学校等においては、次の事項について関係職員及び児童・生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者に対し連絡の徹底を図る。

また、市立の保育園に対しては、子ども政策部が指導する。

- 1 教育指導事項
  - 東京都教育委員会「安全教育プログラム」における以下の基本的事項に基づき指導する。
    - (1) 地震発生時の安全行動
    - (2) 登下校（園）時等の安全行動等
- 2 教育指導方法
  - 児童・生徒に対しては防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全」等を活用し、地震に関する防災教育を推進する。

## 第2節 事業所に対する指導

警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び事業所防災計画において、次の項目について検討し、定めるよう指導する。

- 1 防災体制の確立
  - 自衛消防組織等の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備
- 2 情報の収集伝達等
  - (1) テレビ、ラジオ等による情報の把握
  - (2) 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達
  - (3) 本社、支社間等の通信連絡手段の確保
  - (4) 不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止
  - (5) 顧客、従業員等に対する安全の確保
- 3 安全対策面からの営業の方針
  - (1) 不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛
  - (2) 営業方針又は任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策
  - (3) その他消防計画等に定める事項の徹底
- 4 出火防止及び初期消火
  - (1) 火気使用設備器具の使用制限
  - (2) 危険物、薬品等の安全措置
  - (3) 消防用設備等の点検
  - (4) 初期消火態勢の確保
- 5 危害防止
  - (1) 商品、設備器具等の転倒、落下及び移動防止措置

## 第4章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

東海地震調査情報（臨時）及び東海地震注意情報は、観測データの変化から段階的に気象庁から発表される。本章においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。

ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する可能性があることを念頭において行動する。

### 第1節 東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表時の対応

東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表は、異常データの段階であり、平常時の活動を継続しながら情報の監視を行い、情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制を維持する。

第1 市の配備態勢	—
-----------	---

情報名		情報内容
東海地震に関連する調査情報 (カラーレベル 青)	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。 情報発表後に東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が発表される。

第2 情報活動等	防災課
----------	-----

都は情報監視態勢をとり、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行うとともに、市、防災関係機関等へ一斉連絡を行う。

市は、平常時の活動を継続しながら情報の監視を行う。

### 第2節 東海地震注意情報発表時の対応

東海地震注意情報が発表された場合、都、区市町村市及び各防災関係機関は担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。

第1 市の配備態勢	防災課、職員課
-----------	---------

東海地震注意情報が発表された場合、市は、市本部等の設置準備のための必要な措置をとるとともに、社会的混乱の発生に備え、必要な態勢をとる。

情報名	情報内容
東海地震注意情報 (カラーレベル 黄)	観測された現象が倒壊地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合に発表される。

<b>第2 伝達系統</b>	—
----------------	---

東海地震注意情報の伝達経路及び伝達方法は、別表のとおりとする。

<b>第3 伝達態勢</b>	<b>市各部課長、警察署、消防署、その他防災機関</b>
----------------	------------------------------

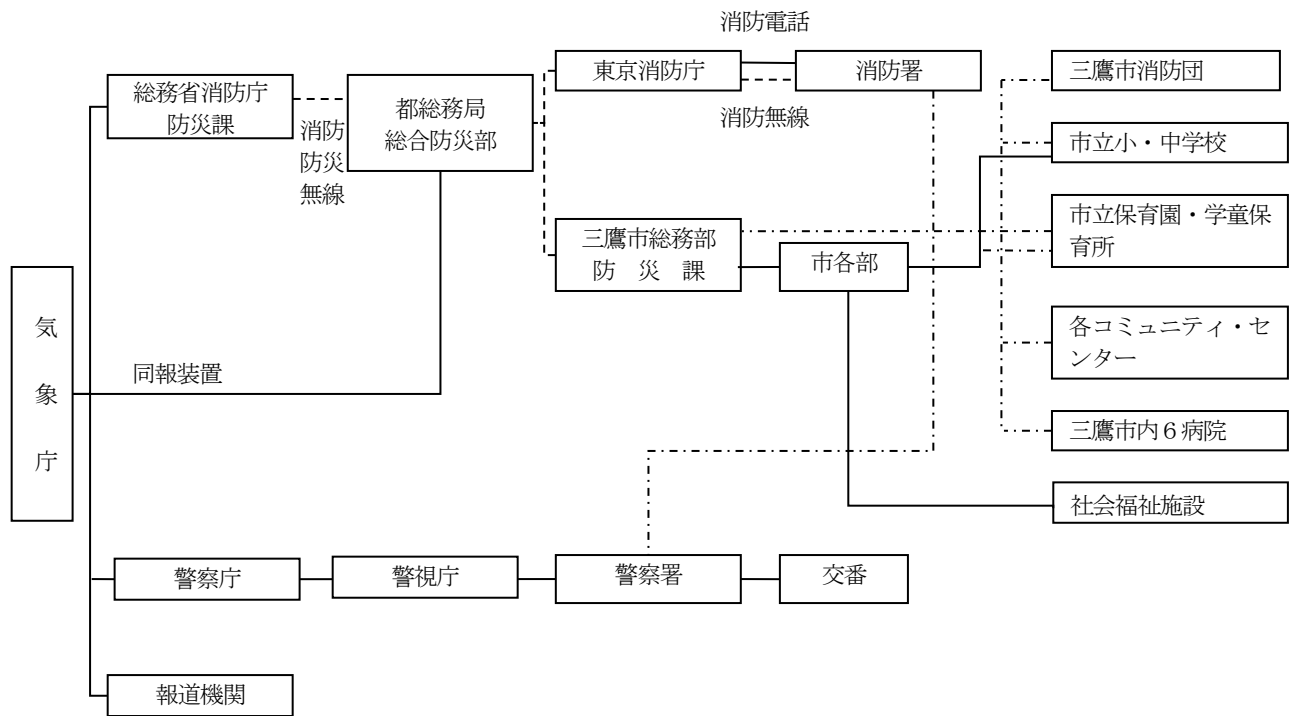
機関	内容
市	<p>1 開庁時</p> <p>(1) 総務部防災課長は、都総務局から東海地震注意情報を受けた時は、直ちにその旨を市長に伝達し、指示を受ける。その後、東海地震注意情報及び市長からの指示を副市長、教育長及び各部長（会計課にあつては課長、各委員会にあつては事務局長）へ伝達する。</p> <p>(2) 各部長は、部内各課長及び出先事業所等の長へ伝達する。</p> <p>(3) 各課長（出先事業所等の長を含む。）は、一般職員（全員）に伝達するとともに、所管事務事業上特に伝達が必要な関係機関に対し周知する。</p> <p>(4) 防災行政無線同報系戸別受信機による市施設等に対する伝達は、報道開始後に行う。</p> <p>(5) 一般市民への伝達は、原則として報道機関を通じ行うが、混乱防止のうへで特に必要と認めた場合は、報道開始後に防災行政無線、広報車等を利用して、冷静な行動を促す広報を行う。</p> <p>(6) 教育長は、市立学校長に情報を伝達する。</p> <p>(7) 防災課長は、消防団幹部に情報を伝達する。</p> <p>(8) 社会福祉施設に対して各所管課を通じて情報を伝達する。</p> <p>2 閉庁時</p> <p>(1) 東海地震注意情報の通報を受けた当直員は、直ちに防災課長に伝達する。</p> <p>(2) 当直員から通報を受けた防災課長は、直ちにその旨を市長に伝達し、指示を受ける。</p> <p>(3) 防災課長は、当直員又は防災課員に、副市長、教育長及び各部長（会計課にあつては課長、各委員会にあつては事務局長）へ東海地震注意情報及び市長の指示を伝達するよう指示する。</p> <p>(4) 以下勤務時間内に倣い伝達する。</p>

<b>第4 伝達事項</b>	<b>防災課、各防災機関</b>
----------------	------------------

- 1 市及び各防災関係機関は、東海地震注意情報を伝達するほか、必要な活動態勢及び緊急措置をとることを合わせ伝達する。
- 2 東海地震注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、その内容並びに活動態勢及び緊急措置を解除するよう速やかに伝達する。



【別表 東海地震注意情報の伝達経路及び伝達手段】



無線（他機関係） -----  
 無線（市独自系） - - - - -  
 有線又は口頭        \_\_\_\_\_

### 第3節 活動態勢

東海地震注意情報の通報を受けた場合は、市及び各関係防災機関は、災害対策本部設置準備のための必要な態勢をとるとともに、社会的混乱の発生に備え必要な防災態勢をとるものとする。

機関	内容
市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市本部の設置準備 市は、東海地震注意情報の通報を受けた場合、市本部の設置準備を行う。</li> <li>2 活動態勢 本計画【震災編】の震度5弱に準じた活動態勢及び参集態勢をとる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 開庁時 震災第一活動態勢</li> <li>(2) 閉庁時 震災非常参集態勢</li> </ol> </li> </ol>
都各局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 政府の準備行動開始の決定や判定会の開催等の注意情報の続報及び東海地震予知情報等、防災上必要な情報の収集及び伝達</li> <li>2 社会的混乱防止のため、報道機関の協力を得て、東海地震に関する情報内容やその意味についての広報の実施</li> <li>3 都各局、区市町村及び防災関係機関との連絡調整</li> </ol>
警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警備本部の設置 東海地震注意情報の通報を受けた時点で、現場警備本部を設置し、管内の警備指揮に当たる。</li> <li>2 警備要員の参集 警備要員は、東海地震注意情報に基づく招集命令を受けたとき又は東海地震注意情報の事実を知ったときは、自所属に参集する。</li> </ol>
消防署	<p>東海地震注意情報を受けた場合は、震災態勢又は震災非常配備態勢を発令して次の対応を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 震災態勢 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報収集体制を強化</li> <li>(2) 震災対策資器材等の準備</li> </ol> </li> <li>2 震災非常配備態勢 主に次の対策をとる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 消防職員の非常招集</li> <li>(2) 震災消防活動部隊の編成</li> <li>(3) 救急医療情報の収集体制の強化</li> <li>(4) 救助・救急資器材の準備</li> <li>(5) 情報受信体制の強化</li> <li>(6) 高所見張員の派遣</li> <li>(7) 出火防止、初期消火等の広報の準備</li> <li>(8) その他消防活動上必要な情報の収集</li> </ol> </li> </ol>
消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 震災時活動態勢の発令</li> <li>2 全消防団員の非常招集</li> <li>3 震災消防活動部隊の編成</li> <li>4 団本部、分団本部の活動態勢の強化</li> <li>5 震災対策活動計画等、対策資料の準備</li> </ol>

## 第4節 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

東海地震注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期である。このため、この時期の広報は、原則としてテレビ、ラジオ等により住民の冷静な対応を呼び掛ける内容のものとなる。

市は、東海地震注意情報が発表されたときは、その内容と意味について周知し、適切な行動を呼び掛けるものとする。

なお、各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において、必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関へ通報し、関係機関は必要な情報等を住民に広報する。

## 第5節 混乱防止措置

東海地震注意情報の発表等により種々の混乱の発生のおそれのあるとき又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災機関の対応は次のとおりである。

機関	内容	
市	1 対応措置の内容 (1) 各防災機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 (2) その他必要事項 2 対応機関 防災課が、各部課及び各防災関係機関の協力を得て対処する。	
警察署	1 情報の収集と広報活動 東海地震注意情報発表後は、関係機関等と連携協力して、ライフライン・駅等の状況、道路交通状況等混乱防止を図るための情報の収集に努めるとともに、住民等に対して注意情報が発表された場合の住民等のとるべき措置、運転者のとるべき措置等について、積極的な広報活動を行い、冷静に対応するよう呼び掛ける。 2 混乱の未然防止活動 駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれがある施設・場所等に、必要な部隊を配備して混乱防止措置をとる。	
鉄道関係	JR東日本	1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道 2 各支社（首都圏本部・横浜・千葉・大宮・八王子）社員を派遣するなど、駅客扱い要員の増強を図る。 3 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 (2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客のう回誘導、一方通行等を実施する。 (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請
	京王電鉄	1 報道機関に対して、列車の運行状況等の情報提供等を行い、混雑緩和への協力要請を行う。 2 旅客の安全確保を図るため、次の措置を行う。 (1) 状況により本社員の応援動員を行う。 (2) 各駅との連絡調整及び状況に応じた列車の運行調整を行う。 (3) 放送、掲示等による案内や混雑状況に応じて改札規制等を実施 (4) 駅構内営業の中止等、必要な措置を講じる。

機関	内容
N T T 東 日 本	<p>国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報収集と伝達</li> <li>2 通信の利用制限等の措置</li> <li>3 災害用伝言ダイヤルの提供準備</li> <li>4 対策要員の確保及び広域応援</li> <li>5 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保</li> <li>6 通信建物、設備等の巡視と点検</li> <li>7 工事中の設備に対する安全措置</li> <li>8 社員の安全確保</li> </ol>
N T T ド コ モ	<p>国、東京都、各区市町村及び指定地方行政機関から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保及びそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。</p>
K D D I	<p>指示の伝達及び報道機関からの各種情報を受け、通信の疎通確保のための所要の準備を行う。</p>
ソ フ ト バ ン ク	<p>国又は都から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保及びそれぞれの地震防災対策に反映させる。</p>

## 第5章 警戒宣言時の対応措置

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合には、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発する。また、警戒宣言が発せられた場合、気象庁から東海地震予知情報が発表される。なお、本情報の解除を伝える場合にも発表される。

内閣総理大臣により警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関及び住民は一致協力して、地震防災応急対策及び災対法第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策等」という。）に努め、被害を最小限にとどめなければならない。

このため、市及び各防災関係機関は、防災対策の中核機関として、地震防災応急対策等に当たるものとする。

### 第1節 活動態勢

<b>第1 市の活動態勢</b>	<b>市本部</b>
------------------	------------

#### 1 市本部の設置

市長は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災対法第23条の2の規定に基づき、市本部を設置する。

なお、この計画に定めのない事項は、本計画第2部第4章を準用する。

#### (1) 配備態勢

本計画第2部第4章の震度5強に準じた活動態勢及び参集態勢をとる。

##### ア 開庁時

震災第二活動態勢

##### イ 閉庁時

震災特別非常参集態勢

#### (2) 市本部の所掌事務

ア 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達

イ 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定

ウ 生活物資等の動向及び調達準備体制の決定

エ 関係防災機関の業務に係る連絡調整

オ 住民への情報の提供

<b>第2 防災機関等の活動態勢</b>	<b>関係機関</b>
----------------------	-------------

1 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、市地域防災計画等の定めるところにより、防災対策を実施する。また、市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事務について適切な措置をとる。

2 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するために必要な組織並びに防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。

3 市の区域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、本計画の定めるところにより防災対策を実施するとともに、市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その業務について協力するものとする。

<b>第3 相互協力</b>	—
----------------	---

警戒宣言時等において市のみでは防災活動が十分行われない場合の、防災関係機関等の相互協力については、震災編の第2部第4章を準用する。

## 第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

各防災機関は、警戒宣言及び東海地震予知情報が発せられた場合は、関係機関に迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を緊急に実施する必要がある。

このため、本節では警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。

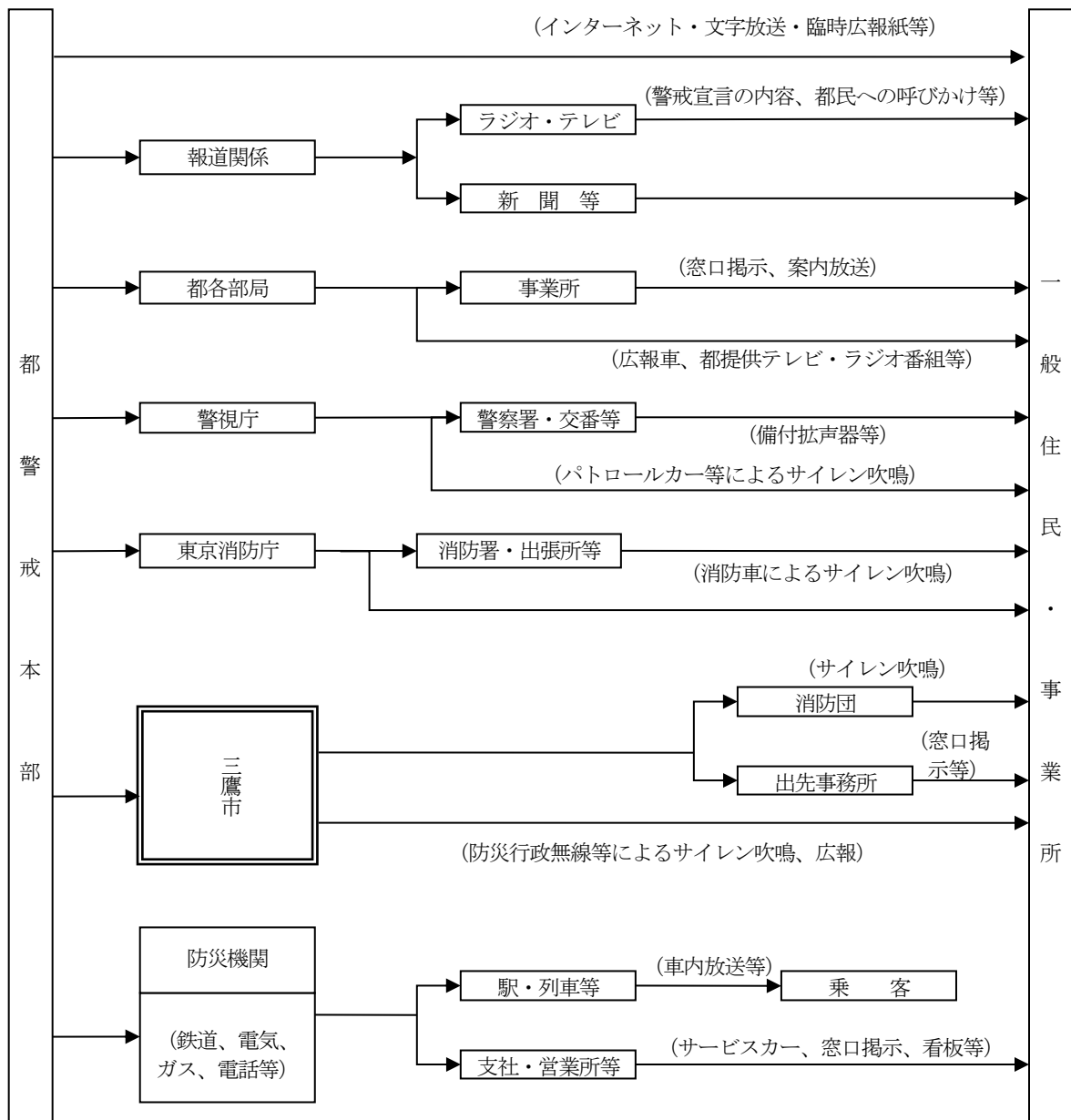
<b>第1 警戒宣言等の伝達</b>	<b>指令情報班、広報情報班、警察署、消防署、消防団、医師会、その他の防災機関</b>
--------------------	---

### 1 伝達系統

#### (1) 市及び各関係防災機関

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は、第4章第2節「東海地震注意情報の伝達」のとおりとする。

#### (2) 一般住民に対する警戒宣言の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。



## 2 伝達態勢

機関	内容
市	<p>1 総務部は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報を受けたときは、直ちに防災行政用無線、有線電話及びその他の手段により、市各部課、消防団、防災機関に伝達するとともに、市教育委員会を通じて市立学校に伝達する。</p> <p>2 一般住民に対しては、防災行政無線等及び警察署、消防署、消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号並びに広報車等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。</p>
警察署	<p>1 警察署は、警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通知を受けた時は、直ちにその旨を警察電話、警察無線及びその他の手段により署内及び交番等へ伝達する。</p> <p>2 警察署は、市に協力し無線警ら車等を下記地点に配置し、サイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。</p> <p>【無線警ら車等の配置地点】⇒天文台交差点、狐久保交差点、東野住宅交差点、大成高校前交差点、中仙川交番前</p>
消防署	<p>1 消防署は、東京消防庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通知を受けた時は、直ちにその旨を消防専用電話、消防専用無線及びその他の手段により、署内及び各消防出張所へ伝達する。</p> <p>2 消防署は、市に協力し、広報車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。</p>
消防団	<p>1 消防団は、市から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに団員に伝達する。</p> <p>2 消防団は、市の指示に従い消防ポンプ車のサイレン及び詰所のサイレンを吹鳴し、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。</p>
医師会	市から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに緊急連絡網により電話等で所属会員に伝達する。
その他の防災機関	都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに部内各課及び出先機関に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者及び施設利用者に周知する。

## 3 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言の内容
- (2) 東京での予想震度
- (3) 防災対策の実施の徹底
- (4) その他特に必要な事項

<b>第2 警戒宣言時の広報</b>	<b>指令情報班、広報情報班</b>
--------------------	--------------------

警戒宣言が発せられた場合、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の輻輳などの混乱も考えられる。これらに対応するため、都が実施するラジオ、テレビ、インターネットなどのソーシャルメディア等による広報の他、市や各防災機関は、広報活動を積極的に実施する。

各現場で混乱発生のおそれがある場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市本部及び必要な防災機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた市本部は、必要な情報を速やかに市民へ広報する。

### 1 広報

#### (1) 市の広報

市本部は、警戒宣言が発せられたときは、都に準じて次の事項を中心に広報活動を行う。なお、特に重要な広報は、広報文をあらかじめ定める。

ア 広報項目

- (ア) 警戒宣言の内容と周知徹底
- (イ) それぞれの地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼び掛け
- (ウ) 防災措置の呼び掛け
- (エ) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼び掛け

イ 広報の実施方法

防災行政無線、広報車、市ホームページ、安全安心メール及び自主防災組織等を通じて広報活動を行う。

(2) 各防災機関の広報

ア 広報項目

住民及び施設利用者に対して都に準じて次の事項を中心に広報活動を行う。なお、特に重要な広報は、広報文をあらかじめ定める。

- (ア) 住民及び施設利用者に対する警戒宣言の内容の周知徹底
- (イ) 各防災機関の措置状況並びに住民及び施設利用者に対する協力要請

イ 広報の実施方法

- (ア) 各防災機関は、従業員、顧客、市民等に対する情報伝達を具体的に定めておく。
- (イ) この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫する。
- (ウ) 顧客等への伝達は、反復継続して行う。
- (エ) 広報文は都の広報文例集を参考にする。

### 第3節 消防、危険物対策

<b>第1 消防対策</b>	<b>消防署</b>
----------------	------------

1 活動態勢

消防署は、東海地震注意情報発表時から引き続き震災態勢又は震災非常配備態勢下において、次の対策をとる。

(1) 震災態勢

- ア 情報収集体制の強化
- イ 震災対策資器材の準備

(2) 震災非常配備態勢

- ア 消防職員の非常招集
- イ 活動部隊の編成
- ウ 救急医療情報の収集体制の強化
- エ 救助・救急資器材の強化
- オ 情報受信体制の強化
- カ 高所見張員の派遣
- キ 出火防止、初期消火等の広報の実施
- ク その他消防活動上必要な情報の収集



## 2 市民・事業所に対する呼びかけ

市民	情報の把握	テレビ、ラジオや消防、警察、市からの情報に注意
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理・整とんの確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、消火用水等の確認
	危害防止	1 家具類、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事業所	警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼び掛けを行う。	

第2 危険物等対策	警察署、消防署
-----------	---------

### 1 危険物等対策

機関	内容
消防署	危険物を貯蔵し、又は取り扱う事業所に対して、予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るよう指導

### 2 危険物輸送

機関	内容
警察署	警戒宣言が発せられた場合、危険物に対する被害発生を防止するため、次の対策を推進する。 1 危険物取扱業者等に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての協力要請 2 危険物及び保管施設に対する警戒強化
消防署	消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討・実施するよう指導 1 出荷及び受入れの停止又は制限 2 輸送途中車両における措置の徹底

## 第4節 警備、交通、公共輸送対策

第1 警備対策	警察署
---------	-----

機関	内容
警察署	1 警備部隊の編成及び配備 速やかに警備部隊を編成するとともに、混乱のおそれのあるターミナル駅、地下街、主要交差点等に、必要により、部隊を配備 2 治安維持活動 警戒宣言が発せられたことに伴い、社会的混乱の発生が懸念されることから、正しい情報の発信、警ら活動の強化等により市民等の不安を払拭し、犯罪等の未然防止に努める。

<b>第2 交通対策</b>	<b>道路交通班、警察署</b>
----------------	------------------

1 交通対策の基本

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、防災関係機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講ずる。

基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。</li> <li>2 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。</li> <li>3 非強化地域方向から流入する車両は、できる限り抑制する。</li> <li>4 緊急交通路は、優先的にその機能を確保する。</li> </ol>
------	---

2 運転者等のとるべき措置

(1) 車を運転中に警戒宣言が発せられたとき

- ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速度で走行すること。
- イ カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動すること。
- ウ 車を置いて避難するときは、道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックしないこと。
- エ 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しないこと。
- オ バス、タクシー及び生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること。
- カ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行すること。
- キ 現場警察官等の指示に従うこと。

(2) 車を運転中以外に警戒宣言が発せられたとき

- ア やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと。

<b>第3 道路管理者等のとるべき措置</b>	<b>道路交通班、都北南建、中日本高速道路、東日本高速道路</b>
-------------------------	-----------------------------------

機関	内容
市	警戒宣言が発せられた場合、市は、緊急輸送道路、緊急交通路等主として救援活動に係る市道等を重点的に点検するとともに、工事中の道路箇所については、原則として工事を中止し、安全対策を講じておく。
都北南建	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送道路等を重点に、地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。</li> <li>2 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。</li> </ol>
東日本高速道路 中日本高速道路	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言が発せられた場合には、道路状況の把握に努めるとともに、原則として、次の方針で対処するよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 高速自動車国道における交通対策 都公安委員会が行う車両の強化地域への流入の制限等にかかる措置等に協力する。</li> <li>イ 一般国道等における交通対策 関係機関が行う車両の通行の制限に係る措置等に協力する。</li> </ul> </li> <li>2 警戒宣言時において、道路利用者に対し、必要な緊急広報の実施に努める。</li> <li>3 地震発生に備え、自家発電装置、予備電源及び道路管理用通信施設の点検等に努める。</li> <li>4 災害対策本部の運営に必要な物資等の確保、配備及び点検等に努める。</li> </ol>

機関	内容
	5 工事中の箇所については、原則として、工事中断の措置をとり、必要に応じて補強及び落下防止等の保全措置を講じる。

## 第5節 公共輸送対策

第1 鉄道対策	指令情報班、消防署、JR東日本、京王電鉄
---------	----------------------

### 1 情報伝達

#### (1) 警戒宣言の前の段階

旅客に対して、警戒宣言発令時の運行措置についての情報提供及び不要不急の旅行や出張を控えるよう、駅放送及び車内放送により要請する。

#### (2) 警戒宣言が発令されたとき

警戒宣言及び地震予知情報が発令された際、各鉄道機関は、あらかじめ決められたルートで、無線、電話、放送等により、列車及び駅並びに乗客等に伝達する。

### 2 集客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。

このため、各機関において、乗客の集中を防止するため次の措置をとる。

機関	内容
市	1 平常時から、市民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 2 警戒宣言時において、鉄道機関及び警察署からの情報をもとに、都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して極力平常どおりの勤務及び退社させる場合の時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼び掛ける。
消防署	平常時から、各事業所に対して、営業方針や任務分担による出社の判断及び帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行う。
JR東日本 京王電鉄	1 平常時から、運転計画の概要、旅行見合せ及び時差退社の協力についての広報を行う。 2 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。 3 駅における放送、掲示及びホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼び掛け及び協力を要請する。

### 3 主要駅での対応

ターミナル駅等の主要駅において、旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は下記の対応措置を講じる。

機関	内容
JR東日本 京王電鉄	1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により、階段止め及び改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導及び一方通行等を早めに行う。 3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。 4 状況により、警察官の応援を要請 5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止

4 主要駅等の警備

警視庁は、東海地震注意情報発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想され、又は混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

5 列車の運転中止措置

鉄道機関及び都、警視庁、東京消防庁等は、一致協力し、1から4までの措置をとり、列車運行の確保に努めるが、万一、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

6 長距離旅客等の対応措置

JR東日本は、強化地域を運行する特急列車等各列車の運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

7 その他施設管理等

鉄道各社は、次の措置を講じる。

- (1) 工事箇所については、防災上危険のないよう措置を行い、警戒宣言中は工事を中止する。
- (2) 防災資機材及び復旧資機材の整備を行う。
- (3) 発災に備え、要注意箇所やあらかじめ指定した箇所において、巡回警備等を行う。

<b>第2 バス、タクシー等対策</b>	<b>バス、タクシー等関係機関</b>
----------------------	---------------------

1 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

2 運行措置

機関	内容
東京バス協会	<p>1 路線バス</p> <p>(1) 運行方針 防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。</p> <p>(2) 運行計画</p> <p>ア 警戒宣言が発せられたときは、減速走行（一般道路 20km/h、高速道路 40km/h）を行う。</p> <p>イ 減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置をとる。</p> <p>ウ 危険箇所等を通る路線については、運転中止、折り返し及びう回等事故防止のため、適切な措置をとる。</p> <p>エ 翌日以降については、上記ア～ウにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。</p> <p>オ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。</p> <p>2 貸切バス</p> <p>貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。</p>
東京ハイヤー・タクシー協会	<p>タクシー・ハイヤーは、防災関係機関の協力のもとに、地域実情に応じた可能な限りの運行を行う。</p> <p>この場合、減速走行（一般道路 20km/h、高速道路 40km/h）を行う。</p>

3 混乱防止措置

(1) 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、都、警視庁、東京消防庁及びバス会社等は、時差退社及び近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、市民、事業所に対する広報及び指導を行う。

- (2) バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止  
関係機関が協力して、バスターミナル及びタクシー乗り場等における旅客の混乱防止に当たる。

## 第6節 学校、社会福祉施設等の対策

第1 学校	各学校
<p>1 東海地震注意情報発表時、警戒宣言時の対応 注意情報が報道機関により報道された後、授業を学級活動・ホームルーム活動に切り替え、児童・生徒に注意情報が発表されたことを伝え、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置等あらかじめ定めてある事項について指導する。 学級活動・ホームルーム活動終了後は、上記対応措置等により、原則として学校で児童・生徒を保護する。 なお、注意情報が解除されるまで、学校を臨時休業とする。 また、警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業を打ち切り、警戒宣言の解除まで臨時休業とする。</p> <p>2 児童・生徒の保護・帰宅 鉄道の運行状況、都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には、原則として、児童・生徒を確実に保護者に引き渡すまで、学校において児童・生徒の安全を確保することとなる。 なお、児童・生徒の保護者への引渡しについては、児童・生徒の安全確保に万全を期すため、保護者から事前に届けられた緊急連絡用（引渡し）カード等を利用する。 一斉帰宅抑制により保護者が企業等に留まる場合も想定されることから、その際の児童・生徒の校内保護の原則について、校長は、保護者にあらかじめ周知しておく。 また、電話連絡網、緊急メール、学校ホームページのほか、災害時に回線がつながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤル等の各種メディアを使用した、児童・生徒及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段もあらかじめ保護者に周知徹底しておく。</p> <p>3 校外学習及び宿泊行事等実施の安全確保 校外学習、宿泊行事等の実施時に発災した場合に備え、事前に移動経路上や現地にある一時集合場所、避難場所、避難所等の確認を確実に行うとともに、発災時における児童・生徒の安全確保対策について実施計画に記載し、あらかじめ教職員の共通理解を図っておく。</p>	

第2 社会福祉施設等	保育園、保育施設、障がい者・高齢者通所施設
------------	-----------------------

- 1 保育園等
- (1) 利用者等の扱い
- ア 利用者等は、名簿を確認のうえ、保護者・家族等身元引受人に引き渡す。  
なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者・家族等身元引受人において保護するよう依頼する。
- イ 引き取りのない利用者、又は身体が不自由で急な移動が困難な利用者等については、施設等で保護する。
- ウ 通園・通所時間中の場合は、通園・通所経路に沿って利用者等を探索し保護する。
- (2) 防災措置
- ア 施設設備の点検
- イ ライフラインの確認
- ウ 落下及び倒壊等の危険個所の確認及び防止
- エ 食料、飲料水及びミルク等の確保
- オ 医薬品の確保

(3) その他

- ア 利用者等の引き渡しに際しては、避難所等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。
- イ 職員・利用者・保護者等の防災教育を行う。

2 入所施設

利用者は施設内で保護する。このために、次の措置を講じる。

- (1) 施設設備の点検
- (2) ライフラインの確認
- (3) 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
- (4) 食料、飲料水の確保
- (5) 医薬品の確保
- (6) 利用者の家族等に対する連絡手段の確保
- (7) 利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知
- (8) 関係機関との緊密な連絡・連携

## 第7節 電気、ガス、上下水道、電話、通信対策

<b>第1 電気</b>	<b>東京電力グループ</b>
--------------	-----------------

1 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

2 人員、資機材の点検確保

(1) 要員の確保

非常災害対策本部・支部構成員は、東海地震注意情報又は警戒宣言が発せられたことを知ったときには、速やかに所属する事業所に参集する。

また、全ての事業所は、非常態勢を発令し、速やかに非常災害対策本部・支部を設置する。

(2) 資機材の確保

非常災害対策本部・支部は、復旧用資機材（予備品、発電車、変圧器車等）、工具、車両、船艇、ヘリコプター等を整備、確保する。

3 安全広報

非常災害対策本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関、ホームページ等を通じて、電気の安全措置に関する具体的事項について広報する。

4 施設の応急安全措置

関係地域の事業所は、仕掛り中の工事及び作業中の電力施設について、人身安全及び施設保全上の応急措置を速やかに実施する。

<b>第2 ガス</b>	<b>東京ガスグループ</b>
--------------	-----------------

1 ガスの供給

警戒宣言等が発令された場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講じ得る全社態勢を確立する。

2 避難等の要請

本社、事業所等の見学者、訪問者等に対して、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

3 工事等の中断

工事中又は作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を講じた上、工事又は作業を中断

する。

4 人員、資機材の点検確保

(1) 人員確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

(2) 資機材の点検確保

保安通信設備の健全性確認並びに保安電源設備の燃料残量確認及び確保並びに復旧工事用資機材の点検整備を行う。

5 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

(1) 広報の内容

ア 不使用ガス栓の閉止の確認

イ 地震発生時のマイコンメータ自動停止、身の安全の確保

ウ 地震がおさまった後のマイコンメータ復帰操作

(2) 広報の方法

ア 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼び掛ける。

イ テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。

ウ 地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

<b>第3 上水道</b>	<b>都市復旧班、都</b>
---------------	----------------

1 飲料水の供給及び広報

警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。

また、住民自らが当座の飲料水を確保し地震の発災に備えるよう、次の内容について広報を行う。

(1) 当座の飲料水のくみ置き要請

(2) 地震発生後の避難に当たっての注意事項

(3) 地震発生後の広報等の実施方法

(4) 地震発生後における住民への注意事項

2 給水対策本部、水道施設の点検確保態勢

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに発災に備えて給水対策本部を設置する。

各事業所は、直ちに地震発生に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置等を講じるとともに、地震発生後の応急対策諸活動の準備を行う。

3 施設等の保安措置

(1) 配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうるよう送配水圧を調整する。

(2) 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。

(3) 工事現場においては、工事を一時中止して安全措施を講じる。

また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として埋戻しを行う。

<b>第4 下水道</b>	<b>都市復旧班</b>
---------------	--------------

1 下水の処理

警戒宣言が発せられた場合においても、下水の処理は継続する。

2 施設等の保安措置

(1) 管きょ、ポンプ場、水再生センター等の施設の被害を最小限にとどめ、汚水及び雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、巡視、点検の強化及び整備を行う。

(2) 工事現場においては、工事を中断し、安全措施を講じる。また、応急資機材の状況の把握と準備を行う。

<b>第5 電話、通信</b>	<b>NTT東日本、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク</b>
-----------------	----------------------------------

1 警戒宣言時の輻輳防止措置

警戒宣言が発せられた場合においては通信の疎通が著しく困難となることが予想される。  
このため、各機関は次の措置をとることとする。

機関	内容
NTT東日本	<p>警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程等に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。</p> <p>1 確保する業務</p> <p>(1) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話</p> <p>(2) 街頭公衆電話からの通話</p> <p>(3) 非常・緊急扱い通話</p> <p>2 可能な限りにおいて取り扱う業務</p> <p>(1) 一般加入電話からのダイヤル通話</p> <p>(2) 一般電報の発信及び電話による配達</p> <p>(3) 防災関係機関等からの緊急な要請への対応</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 故障修理</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 臨時電話、臨時専用線等の開通</p> <p>(注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。</p>
NTTドコモ	<p>警戒宣言が発せられた場合、通信量の著しい増加が予想されるため、必要により重要通信を確保するため、必要により利用制限等の必要な措置を行う。</p>
KDDI	<p>警戒宣言が発せられた場合、通信サービスの疎通は可能な限り平常時と同様に維持する。ただし、通信サービスの疎通に重大な支障をきたし又は著しく輻輳したときは、重要通信の疎通を確保するため、利用制限等の措置をとる。</p>
ソフトバンク	<p>警戒宣言が発せられた場合、通信サービスの疎通は可能な限り平常時と同様に維持する。警戒宣言発表後、電気通信疎通が著しく輻輳した時は、重要通信を確保するため、利用制限等の措置を取る。</p>



## 2 広報措置の実施

機関	内容
N T T 東 日 本	<p>1 警戒宣言が発せられたとき等において通話が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は取り扱う業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項についてホームページ掲載等により、地域のお客様等に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。</p> <p>(1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段 (2) 電報の受付及び配達状況 (3) 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況 (4) 営業窓口における業務実施状況 (5) お客様に対し協力を要請する事項（災害用伝言ダイヤル等の準備状況を含む。） (6) その他必要とする事項</p> <p>2 前項の広報をするに当たり必要に応じ報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講じる。</p>
N T T ド コ モ	<p>警戒宣言が発せられたことにより、一般の利用者に対し、テレビ、ラジオの広報活動等により、次の通り広報を実施する。</p> <p>1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置並びに代替となる通信手段 2 営業窓口における業務実施状況 3 利用者に対し協力を要請する事項（災害用伝言板の準備状況を含む。） 業務の取扱いを中止したときの理解と協力を呼び掛けること及び通話混雑時の電話利用等について、協力を求める周知等</p>
K D D I	<p>警戒宣言が発せられたことにより、通信が著しく輻輳した場合は、ラジオ、テレビ等の報道機関等を通じての広報、営業局窓口への掲示等により、利用者に対し主に次の事項を広報する。</p> <p>1 通信サービスの疎通状況 2 通信サービスの輻輳対策 3 利用者に対し協力を要請する事項</p>
ソ フ ト バ ン ク	<p>警戒宣言が発せられたことにより通信が著しく輻輳した場合は、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、テレビ・ラジオ放送等を通じ情報提供に必要な広報を行う。</p> <p>1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況 2 災害用伝言板等の協力要請</p>

## 3 防災措置の実施

機関	内容
N T T 東 日 本	<p>警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。</p> <p>1 警戒宣言等情報の伝達と周知 2 情報連絡室又は地震災害警戒本部の設置 3 地震防災対策に係る各種情報の収集と伝達 4 災害対策用機器の点検、整備及び非常配備 5 応急復旧態勢確立のための諸措置（要員、資材、物資、災対機器及び車両等の確保並びに輸送に関する確認と手配等） 6 グループ会社等の応援に関する確認と手配 7 電気通信設備等の巡視点検 8 工事中の電気通信設備等に対する安全措置 9 その他発災に備えた諸措置（重要書類の非常持出し、広報、その他）等</p>

N T T ド コ モ	<p>警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言等の伝達</li> <li>2 警戒宣言のお客様等への周知</li> <li>3 対策要員の確保</li> <li>4 社外機関との協調</li> <li>5 お客様及び社員等の安全確保</li> <li>6 地震防災応急対策業務の実施</li> </ol>
K D D I	<p>警戒宣言が発せられた場合、関連情報の伝達に加え、次の防災措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部等の対策活動組織の確立</li> <li>2 情報連絡体制の確立</li> <li>3 通信設備の点検</li> <li>4 通信疎通の監視、管理体制の強化</li> <li>5 災害対策用設備の点検</li> <li>6 その他、一般防災に関する措置             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事務機器等の転倒防止措置</li> <li>(2) 危険物等の保安点検</li> <li>(3) 火気の使用制限措置</li> <li>(4) 応急対策物資の点検</li> <li>(5) 医療、救護備品の点検</li> <li>(6) 局舎警備の強化</li> <li>(7) 災害対策活動に必要な生活必需品の配備基準</li> </ol> </li> </ol>
ソ フ ト バ ン ク	<p>警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言等の伝達</li> <li>2 警備体制の確立</li> <li>3 対策要員の確保</li> <li>4 社外関係機関との連携・協力</li> <li>5 災害対策用設備・資機材の確保</li> <li>6 社員の安全確保</li> </ol>

## 第8節 生活物資対策

市は、警戒宣言発令時において、以下の事前対策を行う。

- 1 必要な物資の調達計画を策定
- 2 状況により、物資の調達を都福祉局に要請
- 3 地元商工団体及び小売店等に、物資の供給態勢を整えるように依頼
- 4 地域内輸送拠点から避難所に輸送する態勢を確保（準備）

## 第6章 市民等のとるべき措置

本章においては、市民、自主防災組織及び事業所が、警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

### 第1節 市民のとるべき措置

第1 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまで	市民
------------------------------	----

- 1 情報に注意するとともに冷静に行動する。
  - (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
  - (2) あわてた行動をとらないようにする。
- 2 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
- 3 電話の使用を自粛する。
- 4 自動車の利用を自粛する。

第2 警戒宣言が発せられたときから発災まで	市民
-----------------------	----

- 1 情報の把握を行う。
  - (1) 市等の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
  - (2) 市、警察、消防等防災機関の情報に注意する。
  - (3) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣近所に知らせ合う。
- 2 火気の使用に注意する。
  - (1) ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
  - (2) 火気器具周囲の整理整頓を確認する。
  - (3) メーターガス栓の位置を確認する。（避難するときは、メーターガス栓及びガス栓を閉める。）
  - (4) 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。（避難するときは、ブレーカーを遮断する。）
  - (5) プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
  - (6) 危険物類の安全防護措置を点検する。
- 3 消火器の置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。
- 4 テレビや家具の転倒・落下・移動防止措置を確認し、棚の上の重い物をおろす。
- 5 ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。
- 6 窓ガラス等の落下防止を図る。
  - (1) 窓ガラスに荷造用テープを貼る。
  - (2) ベランダの植木鉢等を片付ける。
- 7 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
- 8 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。（非常持出品の準備）
- 9 なるべく動きやすい服装にする。
- 10 電話の使用を自粛する。特に、役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。
- 11 自家用車の利用を自粛する。
- 12 園児、児童の行動に注意する。
  - (1) 園児、児童の遊びは、狭い路地やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲の安全な場所にする。
  - (2) 園児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて対応する。

- 13 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- 14 エレベーターの使用は避ける。
- 15 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- 16 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
- 17 買い急ぎをしない。

## 第2節 自主防災組織のとるべき措置

第1 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまで	自主防
------------------------------	-----

- 1 テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- 2 地区内住民に、必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

第2 警戒宣言が発せられたときから発災まで	自主防
-----------------------	-----

- 1 市からの情報を地区内住民に伝達する。
- 2 市本部の要請に基づき、自主防災組織本部を設置し、それぞれの任務を確認するとともに、市内の情報収集に努める。
- 3 地区内住民に市民のとるべき措置（本章第1節「市民のとるべき措置」参照）を呼びかける。
- 4 可搬式消防ポンプ及びスタンドパイプ等消火用資機材の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- 5 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- 6 高齢者や障がい者の安全に配慮する。
- 7 崖地、ブロック塀等の付近で遊んでいる園児、児童等に対して注意をする。
- 8 救急医薬品等を確認する。
- 9 食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

## 第3節 事業所のとるべき措置

第1 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの措置	事業所
---------------------------------	-----

- 1 テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- 2 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- 3 消防計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。
- 4 その他状況により、必要な防災措置を行う。

第2 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置	事業所
--------------------------	-----

- 1 自衛消防組織の編成、警戒本部の設置、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- 2 市防災行政用無線、テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速正確に伝達する。  
この場合、不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。
- 3 指示、案内等に当たっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。  
この場合、身体不自由者、高齢者等の安全確保に留意する。
- 4 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。  
ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び中高層ビル等の店舗にあつては、混乱防止のため

原則として営業を自粛するものとする。

- 5 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。  
また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。
- 6 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。
- 7 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- 8 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に都・区市町村・警察・消防署所・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。
- 9 バス、タクシー、生活物資輸送車等市民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。
- 10 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。
- 11 建築工事及び金属熔融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- 12 一般事業所の従業者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。  
ただし、近距離通勤者にとっては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。